
○議長（木下一己君） ただ今から、平成28年第3回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番 奈須憲一郎 議員及び5番 大西 功 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの3日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。行政報告を行う前に、今定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

9月も中旬を迎え、朝夕肌寒い季節になってまいりましたけれども、このような折、大変御多用の中、議員の皆様には第3回議会定例会に御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

既に9月5日に開催した臨時会でも報告させていただきましたが、8月に発生した台風による大雨被害の状況については、町内における被害状況を一定程度把握することができ、今定例会においてそれに係る復旧や整備の補正予算を計上させていただいているところであります。

さて、本定例会に提案させていただく議案は、条例案件4件、単行案件1件、予算案件5件、認定案件2件、同意案件1件、報告案件1件の計14件であり、そのほか1件に

ついて行政報告をさせていただくところがございます。議員の皆様には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告1件を報告させていただきます。

本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の進捗状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事進捗状況を添付してございますが、これまでに9回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の予算額に対しまして約79%を発注し、進捗状況は約65%となっております。

なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が17件で3億5,298万円、建築工事が9件で9,185万円、その他工事が12件で7,788万円、合計38件で5億2,271万円となっております。

以上申し上げます、平成28年度主要建設工事の進捗状況の報告とし、行政報告とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） それでは早速トップバッターとして一般質問をさせていただきますが、今回は自主防災組織の育成、充実について質問をしておきたいと思いますが、近年、私ども国内で発生している自然災害は、想定外という言葉が通じなくなるぐらいひどいものとなっております、本年に入っても熊本地方を中心とする大規模な地震、さらに追い打ちをかけるような大雨など、いわゆるゲリラ豪雨が全国各地で発生しております。

北海道におきましても7月末の大雨、さらに8月には1週間の間に3つの台風が上陸、もしくは最接近を記録するなど、過去に例をみない災害に見舞われております。特に台風10号における大雨は、道内各地に大きな爪痕を残し、人的、物的被害は想像を超える甚大なものとなったことは記憶に新しいところでもございます。お亡くなりになられた方々の御冥福と被災地の方々に衷心から御見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧、復興されますことをお祈りする次第でございます。

本町でもこの度の台風では災害対策本部をいち早く立ち上げ、本部長の町長を先頭に職員一丸となって対応されましたことは敬意と感謝を申し上げるとともに、関係機関・団体との速やかな協力体制構築に、我々議会も住民も大変心強く思ったところでもございます。

さて、本町も去る7月21日に、町民を対象に大掛かりな災害訓練を初めて実施されまして、100人を超える町民の参加を得て比較的円滑に行われたと伺っておりますが、地域住民の皆様にとっても貴重な体験であり、大変有意義であったのではないかというふうに推測されるところでもございます。

そこで町長にお伺いいたします。災害対策基本法では市町村の責務が規定されておりまして、その責務を遂行するため自主防災組織の充実と住民の自発的な防災活動の促進を図るといふ、いわゆる努力規定が明記されております。さらに、住民の皆様に対しても、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加の責務が、これも規定されているところでございまして、町長は地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という意識に基づき、自主的に結成する防災組織の育成を積極的に奨励する考えはないか。

また、自主防災活動を促進するための組織の結成時、あるいは活動において、それぞれ必要な財政支援をして、その奨励を積極的に進めていくという考えはないか、お伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員の御質問「自主防災組織の育成と充実について」お答えをいたしたいと思います。

御案内のとおり、北海道におきまして、8月に入り台風7号、11号、9号の三度にわたる上陸と台風10号の急接近による大雨で、人身、農作物、道路や建物等に甚大な被害をもたらしました。

北海道における被害は1,200億円を超えると推測されており、空知川の決壊により南富良野町の浸水害や農作物被害においては、十勝地方を中心に6,300ha余りに上つているところであります。

本町におきましては、先の臨時会で御報告をしたとおり、道路の損壊や洗掘、農作物被害、排水路からの溢水などの被災が発生したところでございます。

本町における防災対応でございますが、毎年、防災会議を開催し、各関係機関との連携を強化すると共に、防災組織体制の整備や防災に関する普及啓発並びに災害の予防対策・被災の応急対策などを総括する「下川町防災計画」に基づき、災害の未然防止や減災に努めているところでございます。

阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓では、災害の発生時において「自ら命を守ることや助け合い」が重要視されており、その様な観点から、自主防災組織につきましてもは生命・財産を災害から守るにも初動時や平常時の必要組織として大きな効果が期待されるものと認識をしております。

現在、自主防災組織の組織化に向けた普及促進を図っており、公区長会議での普及をはじめとし、この9月11日には地域防災活動のリーダーを養成する「北海道地域防災マスター」の養成講習に3名の方々に御参加いただいたところでございます。

また、自発的な防災活動を促進するためには、組織設立や活動しやすい環境づくりが必要であると認識をしております、財政的な支援について今年度制度化をしてまいりたいと思います。

今後とも地域と密着した情報交換や連携を強化する中に、防災意識の高揚を図り、防災・減災に対する体制整備を進めてまいり所存でございます。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） それでは再質問させていただきますけれども、町長の今の答弁で、自主防災組織の必要性を十分認識しているというところにつきましては、質問者の私も評価しておきたいところでございます。

確かに個人や家族だけの力では限界がありますので、そういう意味では隣近所の人達が集まって互いに協力し合うという本当に身近な自主防災組織がこれから組織化されることを期待するところでもございますが、そこで改めてお伺いしますけれども、後段の方には制度化も図っていくという答弁もございますけれども、実際、組織の設立には、地域の住民の方がその結成に合意をし、例えば規約ですとか組織のあり方、活動内容を規定するというところで整理するというふうに考えますが、それらの方法としては四点ほどあるかと思いますが、それについてそれぞれ町長のコメントをいただきたいと思いますが、一つには、既存というか現況公区の組織をそのまま活用して、その中に防災部という新たな部署を設けながらやっていこうとするのか。あるいは地域の助け合いチームを活用するか。あるいは新たにまったく新しいメンバーで結成をしようとするのか。

そしてさらには、結成を奨励するために…私も早くから言っておりますけれども、自主防災組織結成のマニュアルの配布などを是非するということが挙げられると思いますが、実際に自主防災組織を行政として奨励していくためには、今の四点ほどに対してそれぞれどんなふうに考えられるか、簡単で結構ですでお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員の再質問の四点ほどの考え方でございますけれども、今年制度化をしてまいるということで、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、これにつきましてもまだちょっと発展途上のところがございまして、公区やあるいはまた住民の皆さん、それに関係する団体等との協議も必要になってくるのではないかと考えております。いずれにしても、公区行政…今18公区ございますので、その中での本当に設置が可能かどうか。さらに既存では助け合い隊の…いろんな組織化されている公区もございまして、ここの温度差をどうやって縮めていくことができるのかと、こういうことが少し時間が要するのではないかと考えております。ただ、災害については、いつ何時やってくるか分かりませんので、自主防災組織だけではなくてですね、しっかりと町としては情報発信や、あるいは一定程度共通するような防災の体制づくりというのをしっかりしてまいりたいなと思っております。

また、それに伴って、新しい組織はどうかということでもございますけれども、これについても各公区も今、役員の担い手が非常にいないという厳しい状況もあるようでありますので、もしかしたらこの公区の中だけではなくて、新しい組織というのにも必要など

きがあるかもしれません。そのへんはまた町の方でもしっかりと判断をしながらですね、今後そういうようなかたちづくりをしていけばいいなと思っている次第であります。

それから、マニュアル等につきましても、これも少し時間を要するのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、近隣市町村、あるいはまた先進的にやられている地域のところを少し参考にさせていただきながら、このマニュアル作成というのが必要かどうかというのも含めてですね、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 実際に既存の組織を活用するということについてはですね、あるいは新しいメンバーで結成するということについては、今、町長が答弁されましたように、そもそも公区の役員というのは、なかなか後継者が不足したり、それによって活動が停滞するというそういう状況は、下川の18公区全ての共通の課題ではないかというふうに私も承知をしているところでございます。

しかし、災害対策基本法という中で、町の責務、あるいは防災活動を積極的に参加していくという住民の責務、これらをそれぞれ両立させていくためには、さらに一步踏み込んだ奨励策を講じなければ、いつまでたっても近隣の様子を見るとか、進んでいる公区あるいは団体の成り行きを見るということでは進んでいかないのではないかと、このように思います。したがって、この自主組織につきましても、財政的な支援もするというふうに今年度制度化してまいりたいというふうに答弁がございましたけれども、実際にこれを制度化する場合に、通常、財政支援がどのようにされるかということについては、余り具体的に提言しないのが普通でしょうけれども、私はあえて具体的に提言をさせていただきたいと思うんですが、一つは、結成については、毎年のように何年もかかって18公区が全て結成するということは、これは不可能だと思います。したがって、ある一定期間…いわゆる時限的にこの奨励期間を設けて、その間に結成をする場合にはそれなりの財政支援をするという、結成時に対する財政支援。それから、結成された後の活動を助長していくという、この二本立て、ここをしっかりと進めることによって、実のある財政支援に繋がっていくのではないかと。そのことが今、下川町の公区制度の内容が問われているときに、単なる防災活動ばかりでなくて、冬期間の除雪対策ですとか、高齢者の助け合いの運動ですとか、そういったことに繋がっていくと思いますので、決して新メンバーでは困難だということもここは余り思わずに、やっぱり公区の中でしっかりと検討されるように、その題材にやっぱり防災組織設立のマニュアルを配布して理解を深めていただくと、こんなことに是非していただければというふうに思って、具体的に提案をさせていただいたところでございます。

そこで、続けさせてもらいますけども、現在の地域内の自主的な除雪支援を公区の事業として取り組む場合にですね、これも単に防災活動ばかりでなくて、特に夏の水害とか台風ばかりでなくて、下川の場合は積雪寒冷地でございます。冬期間の場合もですね、やっぱり大切な災害活動ではないかと思ひます。特に高齢者とか独居老人の世帯については、今、町の方も地域職員ですとか、職員挙げて点検をされているのが実態でござい

ますけども、これもですね、やはり行政に頼ることなく地域の中でその問題を解決していけるような公区として発展することを期待できるような財政支援…いわゆる具体的に申し上げますと、現行の公区交付金の内容も踏み込んで検討されることによって、やはり公区活動のいろんな面が解決していくのではないかというふうに、私も数年間公区長をした立場で実感しておりますので、是非公区制度の改正と併せまして、この自主防災組織の設立に今一度真剣に取り組んでいただければと、こんなふうに思います。

そこで、そういった部分について、改めて町長がどのように考えるかお聞きして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今年度、当初予算で備品を若干計上させていただいておりますので、そのへん詳細は担当課長から説明させていただきますが、いずれにしても洪水におけるハザードマップ等も既に過去に作成いたしておりますが、これは百年に一度という大洪水を想定してのものでありまして、住民の方々がどうしてもその意識がまだ低いところがあります。先ほど答弁でも申し上げましたけども、南富良野の大水害については、やはり対岸の火事ではないと、本当に起こり得るそういう状況にあるのではないかと考えています。下川町も降水量では200mm強の降水量でありましたけれども、空知川の今回の決壊では500mmを超えたということで、これも今後下川町も300、400ということも想定しながら、こういう防災対策というのをしっかりとやっていく必要があるのではないかと考えてございます。

また、公区の中にいろいろと温度差はございますけれども、今申し上げましたように公区内にこういうチームを結成する際の支援とかですね、あるいはまた活動について、いろいろと希望、要望も聞きながら、今後そういうような体制づくりもしてまいりたいと考えている次第でございます。

いずれにいたしましても、百年に一度というそういう安閑な気持ちではなくて、常に問題意識と危機意識を持てる、そういう住民への啓発も今後さらに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。備品関係については、担当の方から説明させていただきます。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 地域防災計画の中で第4節、住民組織等の活用という6号に、町民等による地区内の防災活動の推進というのが定められておりまして、防災力の向上を図るため協働し、防災訓練の実施、物資の備蓄等々を行いながら、自発的な防災活動の推進に努めるという項目がございます。これに基づきまして、現在、補助要綱を作成しているところでございますが、近藤議員仰るとおり、自主防災組織の設立時に関する助成、そして恒常的に行っていくために防災訓練ですとか防災備蓄品、そして研修参加等の啓発、こういったものの活動についても補助ができるようなかたちで今要領を検討してございます。

あといろいろな…水害だけではなくて除雪等々…雪害等もございますので、そういったコミュニティ活動の活性化、そして自主的な取組を推進していくために、今、その推進をやっているということで、今年度、地域の皆さんにアンケート調査を行いながら、地域の課題を抽出して、それで地域担当職員にサポートしていただきながら、課題を洗い出しながら、役員さんだけではなくて若い人からお年寄りまでみんな参加していただいて、地域の将来ですとか課題だとかを話し合っていた。今、公区の活動というのは活動計画がそれぞれ公区でもっておられますが、どうしても単年度…今年の計画ということになっていると思います。中期的な展望に立った中で…長期的な展望に立てばいいんですけども、中期的な展望も、地域どうしていかうか、人口もどうしていかうかというところまで踏み込んで、課題抽出しながら勉強会をしていきたいなど。こういった中にも、そのアンケート調査の中に防災対策ですとか、今の空き家対策ですとか、そういった項目も盛り込んでおりますので、今年度実施をしていただけるといって…アンケートに協力していただけるといのが、上名寄の1公区、元町、三和と3公区やっていた。後、今検討していただいているところが、共栄、一の橋、中成北と三つございますので、6地区ぐらいでいろんな課題抽出をしながらコミュニティの活性化に努めていきたいというふうに、総体的に考えております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 担当課長からより詳しく説明していただきましたけれども、加えて申し上げるならばですね、下川町の18公区の中にはそれぞれ助け合いチームというのが…名前は助け合い隊であったり、あるいは違う名称がありますが、18公区全てに設置されているというふうには認識しておりません。その中でも、どうしてもそういったところに必要な場合に、助け合いチームという名称で設立されて、特に高齢者、障がい者、そういった方々を中心にいろんな活動をされているんですが、この活動を支援するのが実は社会福祉協議会からそれぞれの公区に3万円なり3万5,000円の交付金を支出して、そして支援をしていると、こういう実態もございます。是非、進んだ公区もございまして、まだ助け合いチームというものがなくても地域の中で十分…現行の公区体制の中でできるという公区もございましてから一概には申し上げられませんが、そういったところの組織化をすることによって、自主防災組織の設立の気運が目覚めていくのではないかというふうに思いますので、是非その点も記憶をしていただきたいと思います。二つほど追加させてもらいますけれども、一つは、既存の下川町の防災会議条例では、確か第3条ですけれども、自主防災組織がもしできていればですね、防災会議のメンバーに自主防災組織の構成員も入れると、こういうふうになっておりますが、現在は地元の公区長は防災会議のメンバーにはなり得ておりません。このことは地域を代表する公区長が防災会議のメンバーに入っていないということは、他の用務で町の方では委嘱している、あるいはお願いをしているという部分は承知しておりますけれども、やはり下川町の防災会議、防災計画を検討する上では、地域の代表の方も全部といたしませんけれども入れるような構成を考えるべきではないかと思っておりますし、加えて実際の災害が起きたときには、女性…御婦人の力が相当大きく影響いたします。そういう意味では下川の防

災会議のメンバーには女性委員は入っておりません。是非こういったことも今後検討する場合に十分理解をしていただければと、こんなふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、こういった自主防災組織ができることによって、行政として非常に使つて喜ばれている自助、公助、共助という部分を具体的に表していけるようにこれからも活躍を期待しておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で自主防災組織については質問を終わらせていただきます。今の部分については答弁ありませんので、引き続き、行政改革大綱策定の進捗状況についての質問に移らせていただきますが、下川町の行政改革の取組は、昭和61年度の第1次行革大綱を皮切りに平成26年度まで第7次の行革大綱を策定して、その実現のため取り組んでこられました。

しかも実施期間もそれぞれの状況に応じて3年であったり、5年であったりと、こんなふうに設定しておりますが、その間、地域自律プラン、そして集中改革プラン、こういったものを経て、本年度第8次の行革大綱策定審議を前提とした当初予算が計上されておりますけれども、そこで次の二点についてお伺ひしたいと思ひますが、一点目は、職員定数と組織機構の見直し等について、第7次行政改革大綱推進項目では、適正な定員管理、組織機構の見直しが該当すると思われましても、次期行革大綱では引き続きこの項目を計上して見直していくのか。参考までにここ近年の…平成23年度から26年度…ということは第7次の行革大綱でございますけれども、ここにおける職員採用の計画と実績、あるいは採用と退職別の内容について、参考までに示していただきたいと思ひます。

二点目は、平成16年度に係制を廃止してグループ制を導入したが、この制度検証の結果、課の設置を含めた見直しを今後考えているのか。町長の考えを聞きたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員の「行政改革大綱策定の進捗状況」について、御質問にお答えいたしたいと思ひます。

御案内のとおり、本町は平成の大合併問題において、当分の間、合併せずに単独の町として引き続きまちづくりを進めていくことを決意し、今日に至ったところであります。

また、地方を取り巻く状況が大変厳しさを増す中、持続可能な地域社会の構築に向け、自律プランに基づき様々な見直しを行い、歳出の抑制などを図ってまいりました。

その一環として、機構の見直しによる課の統廃合や、職員数の見直しとして、平成18年度までの間は退職者不補充、平成19年度以降は退職者補充率を原則30%と定め、職員数の削減を行ってきたところであります。

御質問の一点目の「職員定数、組織機構の見直し等について積極的に進める考えはあるか」についてでございますけれども、職員定数につきましては、平成14年に生活支援ハウス整備に伴いまして職員2人を追加し、全体で235人に増やした以降は定数自体の見直しは行っていないところであります。

これまでの職員数のピークは、平成11年の216人となっており、自律プランを策定した平成16年は195人、採用抑制を続けた平成22年では175人まで減少しております。

その後は退職者相当数を採用して実員数の維持を図ってまいりましたがけれども、採用者数が採用予定数に満たない年もございまして、現時点では174人で、十分な職員数とは言えない状況と認識しており、また不補充期間の影響もございまして、年齢構成などは是正も必要と考えているところでございます。

これまでの事務事業を継続しつつ、環境未来都市の具現化など新たな事業を展開していくために、業務量に対する適正な職員数が満たせるよう、社会人採用も含めて計画的に職員採用を進めていくとともに、その一方で職員数増加に伴う財政への影響なども十分考慮していきたいと考えてございます。

また、組織機構の見直しにつきましては、今後も地域課題の解決や施策の推進に迅速に対応できるよう必要な見直しを行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に二点目の「グループ制を見直しする考えはあるか」についてでございますけれども、地方交付税の削減、新規採用者抑制など厳しい行財政運営を強いられる状況下におきまして、限られた職員数で多様化する行政需要や地方分権、権限移譲などへ柔軟に対応するため、地域自律プランに基づきまして、平成16年6月にそれまでの係制を廃止し、グループ制を導入したところでございます。

また、グループ制の検証を行うために職員アンケートを実施し、制度の理解度の把握や課題の洗い出しなどを行っており、その結果についてグループリーダー会議などを通じて共有してきております。

しかしながら、OA化などにより業務の効率化が図られた一方で、職員採用の抑制や国の制度改正、地方分権に伴う業務の増加、環境モデル都市、環境未来都市など新たな施策の展開などにより、現在の体制では職員1人当たりの業務量が増加してきていることから、職員の適正配置も含め、改めてグループ制のあり方などについて検証を行い、住民サービスの向上に繋がるように努めてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、現在策定に向けた取組を進めております第8次行政改革大綱に位置付け、計画的な職員採用、組織機構、グループ制などの検証を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げます、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 町長の答弁にございますように、市町村合併議論の結果、いわゆる単独の道を歩むことになったということで、平成16年度から32年度までの地域自律プラン…これを策定してございまして、平成17年から21年度の5年間は、いわゆる国主導による集中改革プランを策定しなければならなくなり、その間に定員管理の適正化や職員の不補充、あるいは答弁にありました補充率を30%に設定をしていると。その間、平成16年度には32の係を14グループに移行した経過があるという答弁でございますが、改めてお伺いしますが、こういった削減をしていった結果、定員管理上の採用計画や、あるいはその結果による実績に与えている影響を率直に表すとどんなふうに認識

されているのか。改めて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 答弁でも申し上げましたけど、やはり業務量が少なくなっていないというのが大きな課題でございまして、それについては国の政策に積極的に下川町として飛び込んでいっているということがあるんじゃないかと思っております。そういう意味では、業務量が多くなったわりには職員数が減少してまいっておりますので、非常に一人一人の業務量が増えているというのが実態でございまして、そのへんを今後はしっかりとカバーできる、補完できる、そういうような体制づくりというのをしたいなと考えている次第でございまして、よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 町長が的確にそういった現状を認識されているというふうにも思います。そこで改めてお伺いしますが、近年、不幸にして亡くなられた方…そういった職員もおられますし、定年退職以外での自己都合退職、平成 23 年度から 26 年度までをみましてもかなりの職員がおられます。そういった意味で、特に直近でも見受けられますけれども、この空席となった部署について、年度途中でもありまして大変影響が大きいと思っております。

そういった部分については、特別な対応を取っているのか。あるいは次期の採用計画に欠員として単純に上乘せをして採用計画を立てていくのか。そのへんについて改めてお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員が仰るように、23 年度から 26 年度もおそらく…私は就任してございませんでしたけれども、議会当時もそういうようなことで議論したことがございます。そういう意味では、自己退職の補充をどうするかということではありますが、緊急の対応としては臨時を採用しながら、そして期間的に補完をしていくということが一つにはあるんじゃないかと思っております。それは現在も実施しているところでございます。さらに、途中での新採用でございまして、これについては人材の問題もありますし、また募集してもかなわないということもございまして、そのへんは十分に検討しながらですね、そういう募集をするとよいのかどうかということはケースバイケースで図ってまいりたいなと思っております。いずれにいたしましても、今は基本的な新採用…公務員試験を受験していただいた方々を中心に採用してございまして、今後は社会人枠を少し増やしたりですね、また高卒の枠等も少し検討していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、そのへんはまた行革の中、あるいはまた内部の会議等でいろいろと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 実は年度途中で退職される方は最近でもおられるというふうに、つい最近それこそお聞きしましたけれども、来年度以降の職員採用計画は当然その部局で策定していると思われるんですが、最初の答弁にもありましたけれども、採用者数が採用予定者数に満たない年もあると、こういうことは現実にあったからこういう答弁があったと思うんですけども、そこで、現在の職員採用に至るやり方で引き続き…いわゆる上川町村会の共同試験に参加していくのか、そのへんについてもお伺いしたいし、後は近年、地元の高校生…下川商業ばかりではありません、名寄地区を含めた地元の高校の卒業生が準職員として採用されている実績は見受けられますけれども、正規職員として採用する機会が少ないように思われます。特に下川商業高校のいわゆる存続対策という部分も含めると、是非将来、希望にあふれる生徒を地元に残って活躍してもらえ、そういった働く場所としての下川町役場を紹介してはいかがかと、こんなふうに思いますが、この分については商業高校の存続対策の中心となっている教育長も大変苦慮していると思いますが、そのへんについては今回、現時点で下川商業高校生の就職率がどの程度になっているのか。あるいは来年度以降の地元に残っていただくような空気はないのか、そういったことも含めて町長と、できれば教育長からも少しお話いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これまでも上川町村会にいろいろお世話をいただきながら職員の採用試験を実施してまいりましたが、このメリットはやはりスケールメリットにあるのではないかと考えています。下川町が単独でやる場合にはどうしても発信量が小さくなってしまいますので、これは引き続き優先をして進めてまいりたいと思いますが、その一方で近藤議員が仰られましたように地元枠をこれからつくっていく場合に、どのような協議をしていったらいいのかと、このへんはしっかり議論をしてまいりたいと思っております。これは私個人に当初は来ていたものでありますが、インターンシップがこれまで4年から5年ぐらいの間に45人ぐらいインターンシップで来ておまして、現在も役場の一応インターンシップということで年に2回ほど来ている学生がおりますけれども、そういう中にもやはり下川町を一度みるとですね、下川町を受けてみたいというそういうような志のある若い方もいらっしゃいますので、引き続きこのインターンシップだけに限らず、下川町をみる機会をたくさんつくって行って、そして下川町の情報発信や啓発をこれからも進めてまいりたいなと考えているところでございます。

また、商業高校につきましては、教育長に分かる範囲で答弁をお願いします。以上です。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今の御質問に対して、商業高校の関係を答えさせてい

たきます。

下川商業高校、ここ4年間で概ね100名程度の卒業生を輩出しております。そのうち進学が大体57人でございますので、大体6割前後が進学、そして4割が就職というような状況にあります。本年度3月に卒業した生徒については、近年では大変多くて、確か私の記憶では5人程度町内にとどまったというような状況だと認識しております。

先ほど近藤議員の方から御提示いただきました、下高の人材活用を町でもということなんですが、町内唯一の高等学校教育を提供している下川商業高校の維持存続発展のためにも、例えば入口の支援も町として行っております。また、在学中も支援を行っております。特に出口の部分、こういった出口をやはり確保することが進路を選択する中で重要なファクターではないかなというふうに認識しておりますので、そのへんについては今後町として、教育委員会としても今のお話については十分認識した中で対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 町長の答弁も理解できますし、是非積極的に採用していただければと思います。さらにまた教育長に…いわゆる言葉は悪いですが…ふったのは、ルール違反かもしれませんけれども、特別職の一人でございますから答えは十分できると思ってお聞きした次第でございますし、是非これからも地元高校生が下川に残るようにですね、そんなこともやっていただきたいと。ただ総体的には、やはり一度は札幌とか都会に出たいという、あるいは専門学校でも行きたいという希望が多いことは私も承知しております。特に教育長は大変大事なことを言われました。入口よりも在学、出口…これはですね私もまったく同感です。もちろん入口は大事なんですけども、やはり出口なんです。出口がしっかりしてないと、やはり親なり本人は安心して下川の学校に来ないというのは実態でないかと思っております。是非学校関係者とも協議されて、入口にこだわらず、入口というのは地元の子供たちは名寄にいますから、入口ばかり重点を置かずに、在学中と出口に是非重点を置いた取組をしていただければなお充実するんじゃないかということ、ちょっと今回質問とは違いますけれども申し上げておきたいと思っております。

それで次のグループ制の関係で再質問させてもらいますけれども、今年の第3回…9月ですね…定例会で、私がグループ制と機構改革に関連する一般質問をいたしました。

この時に町長は、グループ制のメリット、デメリットをしっかりと検証して、次の段階…いわゆる機構改革を含めて…次の段階を踏んでいきたいと、このように答弁されております。そこで、御承知のとおり今回9月です。1年を経過して当然結果は出ていると思われませんが、先ほどの答弁を聞きますと、またグループ制のあり方などについて検証したり、アンケートを取ったり、グループリーダー会議にかけているという答弁がありましたけれども、私の答弁からしてちょうど1年経過しておりますので、ある程度内容については出ているというふうに思っておりますので、今回それらに基づいて、このグループ制の見直し、課のあり方、これも併せて検討して機構改革まで踏み込んでいくという考えは現時点では持てないのか持てるのか、はっきりと御答弁

を願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 昨年確かにグループ制の話を答弁でさせていただいたところでございますけれども、現実に事務事業がいろいろ先を行っていて、それを解決していかねばならないというのが優先しまして、どうしてもこのグループ制を検討するというのが遅れているのは否めないところでございます。私自身は今、グループ制のメリットとデメリットの一定程度…個人的には区分けをできるようになりましたので、今後そのへんの指示をしっかりと出しながら、またもう一つは今の行政改革の関係もございまして、拙速なやり方をしてしまうと、例えば係に戻ってしまうとそれに歪みが生じたりしてしまうとか、あるいはグループ制の中でのやり方を一気に変えてしまうと、またそこに障害が起きることも考えられますので、これ慎重にやっていきたいなと思っております。いずれにしてもグループ制の検証はどこかの時点できちっとやらなければならないというのは認識してございますし、私自身は一定程度区分けが出来上がってきましたので、そのへんはまた職員に示しながら進めてまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） できるだけやっていきたいという答弁でございますから、じゃあいつやるんだという話はいたしませんけれども、例えば部署によって当時の目玉政策とかそういうものがありましたけれども、私の印象としては課の名称等についてもなぜか内部組織も含めて屋上屋的な課もあるように私は見受けます。したがって、現行では課の名称、あるいは業務のボリュームなどはこの際スリム化を図る時期にきているのではないかというふうに思います。いたずらに職員を増やすこともできないでしょうし、職員が少ないからといって職員が手を抜くということは町民の方も許さないでしょうし、多くしなければ仕事ができないという甘えも絶対許してはくれないと思っておりますけれども、町長はこの役場のいわゆる世帯主でございますから、職員の士気にも影響することがございますので、現行の7課が適切なかどうか、やはり自らしっかりと検討していただきたいと思います、こんなふうに思います。

先ほど町長が行政改革にも触れておりましたけれども、昨年8月にですね、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項ということで、総務大臣が都道府県知事に通知を出して、それを管下の市町村長に周知するという内容の通知が出ていることは御承知だと思うんですけども、それによりますと職員の定数ですとかそういったものよりもですね、民間委託の推進ですとか、指定管理者制度の活用ですとか、あるいはICTを活用して窓口、庶務業務の見直し集約化を図ると。これで定員をしっかりとスリム化するんだというのが国の行革推進の留意事項として総務大臣通知にあります。ですから、行政改革をあまり意識して捉われますと、町長がやりたいと思うこともできなくなりますので、是非先ほどの答弁のように、現実に合った内容で検討していただければと思います。

そういうことを加えて最後にこの際申し上げたいんですけども、第8次の行革大綱は本来、平成27年度から始まるということで、遡って言えば普通は計画的なものは平成26年度中にできて、27年度を初年度とするというのが私は一般的でないかというふうに思ってますが…それは私が思っているだけかもしれませんので…当然策定されているのではないかという部分が策定されていないこと、それからさらに遡って総合計画についても然りです。これもいかなる理由があってもですね、行政の継続性から考えるとやっぱり欠落してはいけないというふうに思います。こんなことも考えますと、町長はいろいろな町政課題に対して検証や検討を約束しておりますが、通常業務に支障がないように適切な指示を今一度、オーバーワークにならないように職員に指示をしていただければということをつけ加えておきますけれども、最初に申しあげましたように、行政の継続性をしっかりと守っていただいて、特に町長は議会議員から町長にもなった人で、どちらにも精通している方ですので、敢えて最後に一言申し上げます。

例えば、今日の質問、あるいはこの後の質問、今までの質問の中で、町長は随所に検討する、あるいは検証するという表現で答弁されておりますけれども、当然それは大事なことだと思います。巷にいう検討するということはノーだということではないと思っておりますけれども、ある市町村では議会の質問、あるいは委員会等の審議で検討を約束した場合、内容がまとまり次第、年に1回文書で報告する…当然そのことは町民にも公開するというのを積極的にやっている自治体もあるというふうに聞いておりますが、私も議会の一員として検討、あるいは検証するといったことが、それを確かめるのが委員会審議とこのような一般質問で改めてもう一回しなければならないという矛盾した部分がございますので、経験者として町長はこの分について、町長になってむしろ積極的に検討した事項は公開するというような姿勢は持てるか持てないか、最後にお聞かせ願いまして私の質問は終わりたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷一之君） 私もようやく1年4か月経過しまして、議会とまた違った執行者としてのあり方というのが少しずつ段階を踏んできているところでございます。今、近藤議員が仰るように、他の議会の中で、その検討すべきという表現を使っていないと…これは私もそういうのを何回も調べたんですがケースバイケースで、なかなか簡単に断言して答弁するというのはこれ全てはできないんですね。おそらくその中で確約できるものについては強い意志を持って答弁をしていくという、そういう段階をおそらくほかの市町村ではやっていることが多くみられます。そういう意味では、自分が立てた公約というのがございますので、こういうところをしっかりと打ち出してですね、しかしやっぱり研究調査というのはしっかりとやっていかなければならないと。ただ、それを検証するという表現にしてしまうと何か曖昧になってしまうというのが一般的なみられ方だということで感じておりますので、そのへんはしっかり施策や、あるいはまた事務事業によっては、しっかり確約できる…そういう表現ができることを少しでも進めてまいりたいと思います。それには私自身もまだトレーニングが必要なのかなと感じてございますので、さらに御指導いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） これで近藤議員の質問を閉じます。
ここで、11時まで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時 1分

○議長（木下一己君） 会議を再開いたします。
次に、質問番号2番、3番 斉藤好信 議員。

○3番（斉藤好信君） それでは質問させていただきます。今回一点目だけここでお話しして、二点目からは自席でお願いします。

少子化対策について。下川町においても少子化が進み、今年度は8月末現在で出生数は9人となっています。子供を産みたい、育てたい環境、また希望を持てる地域づくりというのは未来への投資であり、大きな財産と考えます。

そこで、町長はこの少子化対策について、町の重要な優先課題と言われますが、今後どのような取組、施策を考えているのかを伺います。以上です。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「少子化対策について」の御質問にお答えしたいと思います。

少子化につきましては、「晩婚化の進行と未婚率の上昇」、「個人の結婚観と価値観の変化」、そして「子育てに関する経済的負担の増加」など、様々な要因が挙げられてございますけれども、まずは仕事と家庭を両立できる環境が重要と考えており、そのためには行政支援のみならず、地域や企業、個人レベルでの子育て支援の意識向上が大切だと考えてございます。

こうした中、町では安心して子供を産み、健やかに育てるための各種支援事業を実施してきているところでございます。

具体的には、出産までの事業として、不妊治療費の助成、妊婦健診の全回数助成、妊娠期間における不安等を解消し、安心して出産できるように健康相談・訪問・教室等を実施しているところでございます。

また、出産後の支援事業といたしまして、訪問や子育て相談、各種予防接種、乳幼児健診等の事業をはじめ、子育て期に必要な様々な経済的負担を緩和するため、2歳未満の子供一人当たり月額3,000円を支給、中学生までの医療費を無料化、保育料の負担軽減などを実施しているところでございます。

今後も社会情勢を踏まえながら、新規事業や既存事業の拡充、見直し等を図り、子育て支援施策の充実について検討してまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ただ今、答弁がございましたけども、今、少子高齢化の時代でありますけども、この少子化対策というのは全国の自治体の抱える大きな課題であります。町長は就任以来、子育て支援の体制とか、誕生や結婚に際して町を挙げてお祝いしたいという、ある意味意気込みを語られました。そして今答弁で示したとおりですね、下川町はほかの自治体から比べますとある意味手厚く実施されている事業も確かに多いわけでございます。例えば、保育料の面ですけども、これは国の感じでは幼児教育の無償化ということで所得制限ございますけども、第1子の小学校に上がっている上がっていないにかかわらずですね、第2子の保育料を半額、それから第3子以降は無償という取組の中で、下川町はこれにさらに上乘せして行っている事業があります。このような様々な少子化対策、子育て対策の実施に当たってですね、町としてどのような効果が今現在現れているかということ伺いたしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） これ数字的にいうと出生数が非常に少なくてですね、昨年も1年間を通じて13名、そして今年も今…斉藤議員が仰るように8月で9名です。6月までは2人だけという大変出生数の少ないものがございます、数字だけみると今までこういう制度設計が効果を現していないんじゃないかとみられがちでありますけども、ただそのへんは今後のいろいろ幸福度指数とか、満足度指数にも反映してくると思うんですけども、やはり住民の方々がこういうような制度によって非常に快適な子育てができていくという、そういうところを引き出せるようなそういう成果をしっかりと掴んでまいりたいなと思っている次第であります。

また、都市部などに比較しますと、今は待機児童などがまだまだ多い地域があるようございまして、そういう意味では施設として町内は非常に恵まれている環境にあるんじゃないかと、このように感じております。成果、効果については、明確な回答になってございませんけれども、一応数字ではなかなか厳しいものがありますが、ただ住民満足度としては今後の調査にもよりますけども高いものがあるんじゃないかと自負しているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 国も今年度から1億総活躍社会という実現を目指して、出生率を1.39から1.80を目標にですね…これは希望出生率ですけども1.8を掲げて、子育て支援の充実に向けた実施すべき対策を示したところでもありますけども、この希望出生率という

のは、安定出生率というのは2.0ですけども、この1.39から1.8…これですね2005年…約10年ぐらい前に1.26まで出生率が下がった。そしてこの10年余りで1.39までに回復したという、これはどのような要因があるかという、全国の自治体が独自の子育て支援、それから少子化対策の様々な事業を実施されたという成果が徐々に現れてきたという背景があると思います。

一つのアンケートというか調査の中に、若い人の結婚と出産に対する価値観が変化してきた。これは例えば、国の出産費用ですけど、これは確か42万円だと思います。こういうことも含めて結婚し出産する様々な経済的軽減がされてきたというものがあつた中で若者の意識が変化してきた。それと先ほど言った市町村の独自の施策も段々実行率が上がってきたというふうに思います。

今、市町村が独自で行っている施策、それから実行率の大きく伸びているものに、下川町で行っているものも重なりますが、一つは妊産婦検診や乳幼児の検診、この検診率ですね、これが6割から75%ですから1割5分ぐらい上がってくる。それから不妊治療の経済的支援、これも15%から44%に伸びている。それから医療費の助成、これは58%から81%まで伸びた。それと先ほど述べました保育料の軽減措置、これも65%から80%までに伸びた。

このような様々な地方においてのいろいろな事業を行っているわけなんですけども、地方においては下川町も含めて人口減少というものがなかなか歯止めがかからない。一つは若年層の流出ですね。先ほど近藤議員の中の答弁にありましたけども、下川商業高校も20人ぐらいの卒業生に対して5人ぐらいしか残らない、後は進学または就職で町を離れていく。それと雇用環境の悪化と地域経済の停滞ということで所得が上がらない、低所得者の世帯が増えるという大多数の自治体においてそういう面が絡み合って少子化というのは進行しているというのが現実であります。

一方でこれらの施策、事業が、子育て世帯またはこれから結婚を考えている若者にとっては生活の大きな後押しになっていると思うんですが、この点町長はいかがでしょう。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 出生率の問題というのは日本の大きな命題になっているんじゃないかと思っています。

特に北海道内において、小規模市町村というのは非常に多くてですね、今10,000人未満の人口の町というのが122ございます。さらに5,000人未満の町というのが74ございます。

下川町も今3,400人を切りまして、大変死亡者が多く出生者が少ないということで、自然増減が非常に厳しいものがあります。一方で社会増減については、先ほどからいろいろと議論している中にもございますが、新しい施策を取り組んでいながら、そして産業振興や雇用の場を作っていくという、そういう中で様々な展開がされ、社会増減については維持若しくは増に若干でもなっているというところが現状であるんじゃないかなと思っています。

その中で、下川町は働く場が一定程度小規模ながらも多くありますので、夫婦で共働きをしている方々が非常に多くなっております。役場だけみましても、先ほど職員数の話をさせていただきましても、臨時・パートを入れると合わせて正職員、準職員で320名に及ぶと。いわゆる下川の人口の1割、あるいはまた労働人口からいくともっと多くなるという割合になってくるわけでありまして。そういう意味では、お母さん方が働く場に出て行って、なかなか二人目、三人目を出生する機会に恵まれてこないというのはあるのではないかと。ただその一方で、条件整備はしっかりやっていきたい。それが施設であったり、あるいはまた補助制度であったり、さらに就学後の児童クラブや図書室、こういうところも施設環境をしっかり整備していきながら、お父さんやお母さんが働きやすい、そういう環境づくりというのが下川町一定程度出来上がってきているのではないかと考えています。

また、子育てに対する一人当たりの金額も下川町はかなりほかの町から比べると高いものがあるだろうと考えております。そういうことをまた一つ一つ進めながら、出生数を一人でも多くしていけるそういう制度設計も今後はいろいろと研究しながら進めてまいりたいなと思っておりますので御理解をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今、町長の答弁あったとおりですね、町長ももちろんそうですが、各自治体の首長あたりはいろんなお考えをもってこの少子化対策に向けて取組を行っていると思います。

そこです、地方自治体がこの少子化対策として今後の目標に挙げられている…三つぐらいあるんですが、一つは子供の健やかな育ちの支援、これが全国の自治体で9割に上っています。それから安全安心に子育てできる地域環境整備というのが8割。それから三番目としては親族…親兄弟、それから近隣による子育ての助け合いというのが次世代の育成支援に繋がっていくということで、この三つの目標が今、示されているんですね。

ただ、少子化対策というのは、今、町長の答弁あったとおり、そこの地域の雇用、それから住宅、医療、それから子育て支援という大きく分けて四つの支援がかみ合っただけで町民から評価される効果が出てくるんじゃないかと思うんですね。そこで何点かに絞って伺いたいと思います。

一番目は、結婚に対しての価値観というのは、私たちの時代と今の時代というのは変わっているんでしょうけども、一概にはいえませんが一つですね、経済的な理由で結婚に踏み切れない若い方に対して後押しできるような施策というのは何かお考えがあったら伺いたいと思います。私は、出産祝い金とかありますけども、仮称ですけども…結婚準備金という何かそのような助成制度があったら一つの後押しになるんじゃないかというふうに思うんですね。今は昔と違って大きな結婚式を挙げたりそんなことはしていない傾向がありますけども、それでもある意味、若い…親に頼ることができなくて自分たちでそういうものが用意できない方に対して、一つの後押しになるものがあつたらいいなというふうに実は思っているわけなんです。そのへんを町長からお考えを伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 理解はできますけども、なかなか結婚に向けて準備する方に支援をしていくというのは非常に判断が難しいところがあるのではないかなと思います。

結果としてなかなかいつまでもずるずるとできないと、そういう方に支援していくのかという話も出てくる可能性がありますので、なかなかそこは一概に後押しするというのはまた難しいところではないかなと思っています。そのへんは逆にですね、企業とかあるいはまた家族というところがしっかりとサポートしていくということが大事なんではないかなと思っていますので、御理解をいただければと思っています。

また、結婚の価値観については、時代と共にいろいろ変わってきておりますし、年齢もどんどん上がって、また結婚しない方々も増えているということで、日本社会のいろんな潮流が変わってきているなという感じはしてございますので、そのへんはやっぱりしっかりと見極めながら、ただ全体的にいろいろ若い人達が働きやすい環境、生活しやすい環境というのは、高齢者や児童ばかりではなくてそういうようなところはやっぱりつくっていく必要があるのではないかなと思っています。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） ちょっと付け加えておきますけども、ずるずるというか…そういうんじゃないかと、ある意味、婚姻届とかきちんとしたものになった時点で支援するというかたちがいいんじゃないかと思うんですが。

次にですね、家庭の中で…子育て支援施策の中で実施率が高いものがあるんですね。

これは何かというと、子育ての方法や育児不安解消の相談事業というのが、これがここ何年かで増えてきているわけなんです。地方というより都会の方がこの事業が多いわけなんですけど、子育ての中で下川町においては、例えば仕事の関係…転居された方とか、私も実は民間にいるとき、遠く岩見沢とか遠い地方から来られた方がおりました。また、小さいお子さんがいたり、幼児の方を抱えている方がいた中で、当然下川町に来て、親族とか友人もいないわけですね。その中で子育ての中で、いろんな悩みがあったときは当然実家に電話したりいろいろするわけなんですけど、そういう一人で悩みを抱えこむことがないような、気軽に相談できるような場、当然現在は包括なんかの保健師あたりがそういうことの対応に当たっていると思いますけども、私が考える相談員というかそういう方は、子育て経験がひと段落した、そういうキャリアをもったベテランの方が配置されていけばいいんじゃないかなと思うんですね。それはなぜかということですね、そういう若い方の悩みというのは育児だけじゃなくて、家庭全般にわたることも経験上考えられるわけなんです。そういう方のために、こういう場を設けてはいかげんかなという提案なんですけど、この点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 大変素晴らしい意見だと思います。ただそこで、今の現状の包括支援センターが機能として一定程度どういうふうになっているかというのは少し研究していく…成果もみてみなければならぬではないかと思っております。

また、新しく支援員の方を採用して設置するということになりますと、また費用面等もかかってまいりますので、それが常設でやるのがいいのかとか、臨時でやるのがいいのかとか、いろいろケースバイケースを考えながらやっていく必要もあるんじゃないか。

それから、果たして本当にニーズとしてどの程度年間あるのかと、そういうようなのもアンケートを実施しながらとかそういう方法もあるのではないかと。

いずれにいたしましても、現状での組織の中でそれが可能かどうかというのは、もう一度見つめ直す必要があると考えてますので、そのへんは指示してまいりたいと思しますのでよろしくをお願いします。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 先ほど私が示した中に、少子化対策の目標で話しましたが、親族それから近隣による子育ての助け合いは、次世代の育成の支援に繋がると先ほど言いましたけども、これも含めて…ちょっと逆な方向でいくと災害なんかもやっぱり近隣の助け合いが必要です。と同時にやっぱり育児の方も近隣による、それから地域にそういう場があればどれほど…先ほど町長ニーズと言いましたけども、悩みのニーズを聞くということは非常に難しいことで、僕は経験上そういう方も多いのではないかなというふうに…また親・兄弟がいても、親族に相談するより他人に話した方が解決する場合もあるし、そういう場が常時配備されているんじゃなくて、ある程度決まった何週の何曜日にはこの場所に行けばそういう方がいらっしゃるとい、相談できるという…相談もあるでしょうし家庭のいろんなことで愚痴とかそういう面も確かにストレスの面もあると思っておりますけども、そういうものも含めてそういう場があったらいいんじゃないかという提案でした。

それでもう一つはですね、特に小さい子供、乳幼児のおられる若い世代、子育て世代の方が、例えば一週間に何日ということもないんですが買い物とか用事足しなどをした場合、一時的に1時間、2時間という一定時間、子供を預かってもらえるようなシステムがあったらいいんじゃないかなと思うんですが、このような取組というのは今は下川町では行われていますか。お伺いします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 一時的な預かりといたしましては、幼児センターの方で、お父さん、お母さんの冠婚葬祭とか、一時的なお出掛けのときに、一時保育というかたちでお預かりしているようなことをしております。

また、先ほど斉藤議員が仰られてた、子育ての相談だとか、そういう不安感があるとか、幼児センターにまだ預けられていないお子さんがおられる世帯の方が集うような場があればいいと仰っておりました。それについては、子育て支援事業の中で、幼児セン

ターの中にそれぞれ子育て相談ができるような…一般開放ですね、こんにちは広場だとか、あそびの広場、きらきら、0歳児のあそび場ぴよぴよなど、そういうものを開催しておりますので、その中で若いお母さん方の子育ての不安の解消だとか、そこにはボランティアで子育て経験のあるお母様方が来ていただく場合もありますので、その中で相談をしていただいているのかなと思っています。これが大きな子育ての場ではないんですけども、幼児センターの一部の開放事業の中で行っていることを付け足しさせていただきました。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 今、担当課長からお話ありました、一定時間預かる…冠婚葬祭とか言われましたけども、もっと狭まったような縛りというのがあってですね、なかなか気楽に…問題点がないといったら問題点はありますけども、そこは信頼して、もう少し…葬式とか結婚とかそういう主要行事だけでなく、もう少し気楽に…銀行とか買い物とかそういう面も含めて広くして受け入れるようなものというのはお考えかどうかを伺います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 説明が足りませんでした。冠婚葬祭などのほかにはですね、そういう一人でちょっとお出掛けするときも含まれています。もちろん美容室にいかれるとかそういう関係だとか、ちょっと子供を連れていけれないところもございます。そのときには一時保育のお預かりということで、幼児センターが開所している時間内になりますけどもお預かりしているようなかたちで行っておりますので御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） ありがとうございます。続いて、この子育て世代の経済的負担の軽減で、先ほど示したとおり、経済的負担の軽減で大きな効果が出ている事業が、各市町村で取り組んでいる医療費の助成であります。この子育て支援策の充実を図っている大きな役割を果たしていると。そしてこれはですね、先ほど述べた自治体の目標である、子供の健やかな育ちの支援、そして安全安心に子育てできる地域環境整備に繋がる施策であるというふうに思っています。

下川町においても、25年度から乳幼児の医療費の扶助を中学校3年まで給付していますが、これは子供の健やかな成長を保障するという面、また子育て世代への支援という面で本当に心強い施策だというふうに私も思っております。

私はこれまでも何度か医療費の扶助の拡充を求めてまいりました。これは今まで二回ほど質問したので、いろんな角度でお話してきましたけども、これは冒頭申した厚労省の国民生活基礎調査に出た結果なんです。つまり児童のいる世帯では、まだまだ約7割の

方が生活が苦しい、これが実は現実なんですね。この割合というのは、高齢者の世帯の割合よりも実は高いわけなんです。高齢者の方が生活が苦しいという割合よりも子育て世代の方の苦しいという割合の方が実は高いんですね。

そこで角度を変えてちょっと聞きたいんですが、高校生にかかる学費、それから教育費の費用ですね、もし把握していらっしゃいましたら伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 高校に関わる経費なんですけれども、現在、公立高校につきましては授業料が無償化になっております。また私学についても公立学校相当の授業料額については免除というようなかたちになっております。下川町の実態でお話をしますと、下川商業高校につきましては、入口支援、在学中の支援等々の関係については、細部の説明を省略させていただきますが、経費が掛からないような状況になっております。また、例えば本町から名寄に通学する高校生を想定した場合については、授業料は免除になっておりますが、入学時の準備金であるとか、それから通学の経費、私が承知しているのは大体名寄まで通学して年間8万円要しております。逆に名寄から下川商業高校に来ているのは半額助成というような状況になっております。高校生をもつ世帯の経済的な負担の関係でございますが、下川中学校の方の状況をちょっと確認しておりますので参考までに申し上げますが、高校進学についての奨学金制度、多種多様なものが存在しております。償還を伴うもの、あるいは給付型のもの含めてでございますけれども、下川中学校内においては何年かに一人ぐらいの申し込み希望があるというような程度でございます、実際にはあまり活用がされていないというのが下川中学校から高校進学する場合の現状でございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ありがとうございます。今、教育長から答弁がありましたとおり、2010年から高校授業料の無償化制度というものが導入されて、概算ですけども年間授業料というのは11万8,800円ぐらい無料になったと。それを含めてもですね、教育長の答弁があったとおり、地元の高校に通うのと町外に出る高校生の経費というのは当然違ってまいりますけども、この違う面というのはですね、通学の関係のバス代、自動車代が変わるだけで、後は例えば当然高校1年に入る時は入学のための準備をするのもろもろ経費は高くなりますけども、大体年間、授業料を抜いても、例えば修学旅行の積立金とか、それから遠足とか見学費などを含めると年間3万2,000円程度。それから学校の納付金というのがありますよね、これが大体4万6,000円。それから図書、本とか学用品、それから実習材料というのがこれがちょっとかかりますよね、これを含めて大体3万6,000円程度。それから教科外活動費というのが3万7,000円ぐらいかかります。そのほか教科外に入りますけども、部活をやっている子供がジャージとか諸々の用具などを自分で揃えなくちゃならない面もあるんで、もう少し高くなりますが、これを含めてもざっと15万円程度かかるわけなんですね。これにですね、経済的に余裕のある家庭ではこのほか

に学習塾とか、それから家庭教師を頼んだり、そういう家庭内学習の費用が出せる方もいらっしゃるでしょうが、所得が低い世帯ではなかなか学習塾にも通わすことは厳しいでしょう。それが今現実なわけなんです。それから、今ですねほとんど所持している…高校生なら持っている携帯電話、スマートフォンとかそういうものに対しての通信費用なども当然かかってきます。また、少なくともお小遣いをいくらか渡さなくてはならない。そういう面で、やはり高校生をもっている家庭というのは本当にある意味家計というのが圧迫されていることは明らかなことだと思うんですね。

ここで、やっぱり子育て世代の親にとって医療費の助成というものがあれば当然安心感…その分をほかのものに…子供のために参考書の一冊、それからそんなに高くなくても学習塾に通わせて、ある程度学力を上げてですね、そして将来進学なり、それから専門的知識を求めた専門学校なり行く方も希望が持てるんじゃないかというふうに思うわけなんです。この子育て世代の経済的負担の軽減、そして安心して希望する子供をもてる地域、そういうまちづくりのためにも、是非高生までの医療費の無償化に向けた取組を是非求めたいと思います。この財政的負担という面だけを考えていくのではなくて、こういう子育て支援というのはですね、町にとっても未来に対する投資でもあるし必ず町の力になるという確信をしているわけなんです。そういう意味を含めてですね、再度、高生までの医療費の拡充を求めたいと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 何度も…一般質問の中でも昨年からいただいているところでございますけども、これについては現段階ではちょっと考えていないところでございます。

近隣の市町村で道内でもやっているところは既にございますけれども、高校については優先すべきものを今しっかりとやっていかなければならないということで進めて、今年からも少し支援を増額したところがございます。この高校の医療費問題につきましても、地元から通っている子、そして町外から通っている子と、こういうところも温度差がちょっと出てきてしまうという問題もございますし、また一定程度、今の人数で考えていきますと、おそらく毎年その医療費支援だけで300万円を超えるんじゃないかということで考えています。いずれにしても、こういうような課題をどういう場で議論していったらいいのかというのを、もう少しそれについては検討してまいりたいと思いますけれども、例えば福祉の審議会ですとか、総合計画の部会ですとか、あるいはまた高校のPTAの皆さんですとか、こういうところに一応尋ねていくという方法もあるんじゃないかと考えてございます。

いずれにしてもこの財源というのは限りがございますので、そういう相当数金額が大きくなるというものについては簡単に踏み切れないというところもございますので、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 去年はじめて6月にこの高校生の医療費のことに對して質問した

わけなんですけども、その時の答弁から比べるとこの1年半でずっと後退したような答弁ですけども、財源のこと今言われました。私もいろんな町はどういう財源を使っているかというところ…過疎債を使ってやっているところが実は多いわけなんですけども、一つ例を出しますと、奈井江町は2年前から高校生の医療費の無料に取り組みました。どのぐらいの経費が掛かったかというところ、奈井江町はひとり親の子供も含めて約151人の高校生がいらっしやいます。それで26年度が170万円…大体ですね。それから27年度が192万円。

これに若干ひとり親の26年度と27年度の11万円と17万円を足した額が、これが実際に掛かった経費であります。これは本当に先ほど言いましたけれども、ほかの町がどうのこうのじゃなくて、自分の町の子供たちのためにどういう子育て支援ができるのかというところ、そこを本当に考えていただいて、再度検討をいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 福祉審議会等でですね、一回こういう議論もまな板に上げてみたいなと思っておりますので、そのへんは指示をしてみたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） それではよろしくお願いいたします。

次に、水害対策における設備の改善についてということで、今回、先ほど同僚議員からのお話もあって、またいろんな答弁を聞きましたけれども、本当にこの8月は三度の台風が襲われてですね、下川町でも被害を被ったわけなんですけども、そのとき職員の方が本当に一生懸命、昼夜にわたって尽力されたことにここで感謝を申し上げたいと思います。それと、今回特に上川南部、それから十勝地方で甚大な被害をもたらしました。

改めてそこの地方の方にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧、復興を願いたいと思います。

今回、実は私ですね、大雨のときにいろんな現場をみてきたところでもありますけども、近年この大雨、それからゲリラ豪雨というものに対して、既存の設備では想定を超えた浸水、増水に対処できていないのではないかということを感じたわけなんです。

それで来年ということではなくて、やはり危険箇所、今回特に職員の方はいろんな地域へ行って実情を見たと思いますけども、そういうものを含めて緊急に点検して、そしてここは今直さないと、また10月にあったときにそこがまたやってしまうと、その改善すべき対策をやるべきではないかというふうに思っているんですね。

それから先ほどの近藤議員の中の答弁にもあったので、このへんはあれですけども、地元の方の話をよく聞いて、増水がきたときにはここはどういうふうになるかという、細かいところを聞きながら整備というか設備というのは施工していったほうが良いと思うんですが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「水害対策における設備の改善について」の御質問にお答えしたいと思います。

先月、北海道を襲った台風等による大雨は、北海道内に甚大な被害をもたらしたところでございますけれども、本町におきましても、農地の浸水、町道及び林道における路肩崩落、側溝の閉塞などによる被害が、また、河川においても増水による河岸洗掘などの被害が発生したところであります。

農地の水害対策につきましては、平成 26 年 8 月の大雨による甚大な被害以降、農地等自然災害防止調査委託業務を実施し、8 か所の整備が必要との調査結果を受け、本年度は 2 か所の整備を実施しているところであります。

その他の整備箇所につきましては、年次ごとに可能なところから整備を行い、今後実施する農業農村整備事業におきましても、排水処理等を検討してまいりたいと思います。

町道、林道、道路側溝及び河川につきましては、通常、巡回による点検を実施しておりますけれども、台風等による大雨発生時には緊急的に巡回を行い、道路通行の確保や道路側溝の流路について点検を行い、特に危険な箇所については優先して改良・補修事業を行うことにより、想定を超える浸水、増水に対処できるよう取り組んでいるところでございます。

今回の被災箇所については、8 月 23 日に担当職員とともに、私も全町を回りまして、被災の状況を確認したところでございまして、今後、被災が予想される箇所、設備等については、随時改善を図っていく所存でございます。

また、9 月 1 日から 6 日まで 4 回にわたって町民懇談会を開催いたしましたけれども、町民の皆様から大雨に関する被害や避難についての御意見をいただきましたので、皆様の防災に関する意識の高まりを認識した次第でございます。

今後におきましても、公区要望による地域実情の把握をはじめ、公区長や役員、地域の皆様との連携を図り、想定を超えるような大雨や災害などに対応ができるよう万全を期してまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 重複しますのでちょっと省きますけれども、絞って伺いますけれども、この設備ですね、大まかにいうといろんなのありますけれども、私はこの 20 日の一番酷い大雨があった時にですね、一番傾斜がきつところはどこかなというふうに思ったときに、溪和の…坂が多いところですね、ここは当然水の流れも速いし、そういう面では増水とか浸水の面がいち早く出てしまう…現れる。そういう意味で行ってきたわけなんですけれども、柵があってそこに流れてきたやつが一旦溜まって、そこからトラフまたは U 字溝から出ていくわけなんです、その円形のドラムみたいなやつが…それから出るところが…そこは U 字溝でありましたけれども、当然丸い土管から出る水量よりも U 字溝で阻まれて、そこに流れてきた石とかが全部入ってしまってもったく用を足してい

ない。当然その前の方から水が溢れて道路を横断して流れていく。当然川に下りるところの法面が崩れていく。こういう状況もみささせていただきました。当然ですが職員の数も少ないんで、そういう一番大変な時に現場現場に行くのは難しいでしょうけども、そういうのは特にそこに住んでいる住民の方がよく分かっておりますので、そのへんの話もちゃんと伺ってですね、せつかく税金を使っていろんな工事をするわけなんですけど、是非有効な工事をやっていただきたいと思います。

また、道路にわたっているグレーチング…これもですねいろいろ聞いたら、当然道路と並行につくるんでなくて若干斜めにした方が水の流れは抵抗がなくて流れると、こういう話は今始まったことではなくて、何度もあったらしいんですけども、なかなかそれが伝わらない。そういうのも含めてですね、是非改善できるものは改善していただきたいと思います。

それから当然、設備をされてから年月も経って、このインフラの老朽化というのは進んでいるところもあると思いますので、その老朽化対策も今後必要になってくるんじゃないかと思います。

それから先ほど言った溪和もそうですけども、道路の側にある側溝、U字溝が配備されております。またトラフもあるところもあると思いますけども、そこが用を足していないわけなんです。中に泥とか砂が約3分の2ぐらい入っていて、表面の3分の1しか水が流れない。そういうことが起きるとどうということになるかという、それがやはり溢れて、せつかく舗装している面の中に入ってしまっただけで舗装が崩れる。当然そこを直すとなるとまた大きなお金が掛かるわけですね。そうじゃなくてやはりメンテナンスというか道路の側溝もきちっと草を刈って、その側溝が用を足すようにするのがこれは当然だというふうに思うんですね。そういうのも含めて先ほど述べたとおりですね、一回一斉点検をして、大雨がきてまた壊れてからどうのこうのではなくて、事前に改善できるところは改善していくべきだというふうに思うんですが、町長いかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の言うとおりでございまして、今回の大雨による被害については、パトロールを実施し、そしてまた地元からの聞き取り、さらに今後は公区要望にも挙がってくるのではないかと考えています。そういう意味では、優先順位をつけて、まずは被災を受けたところの改修を行って行って、その後全体的な小規模改修、大規模改修、そして新設が必要なところと、こういうのを全町的に網を掛けながらですね順次進めてまいりたいと思っております。補足については建設水道課長の方で答弁いたしますので、お願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 今回の災害につきましては、町内全域で40か所程度ですけど、そのうち今、溪和の部分で仰った件なんですけど、溪和という地域につきましては山ということではほとんど道路が傾斜がかかっております。特に場所場所によってそ

の状況というのは相当変わってきますけども、溪和の場合ですと草地から流れる水が雨によっては相当量がまとまって流れる。また、土質的に転石関係も一緒に水の力によって流されてきて詰まるというケースが非常に多い場所でございます。今回、溪和におきましては、7 か所確認をしております。議員仰られたように普段のパトロールによる側溝等の清掃、それらを十分今後とも行っていくとともにですね、それらの水が分流…そこまでいく中でほかに分けて水力が弱めることができないかどうかというのを今検討している最中でございます。1 か所工事をしている中で、それが完了間際のところでまたそこが今回の雨で傷んだというところも、草地の水がきて転石が側溝を塞いだというケースが確認されております。今後についても、その水の勢いを抑えるということと、普段のパトロールによる常時の点検ということ、そういうのを担当課として進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 今、設備されている柵とかですね、これ当然予想された水量とか容量が想定外だったと、これからそれも含めてですね点検して、例えば柵を大きくするとかそういうのを含めて改善していくということによろしいですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 場所によってその状況等が変わってきている確認はしております。その水が今後とも同じ状況にならないようなかたちを考えた上で工事を進めていきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 正確じゃありませんけども、今回一の橋の方で土砂災害の…指定されたというふうに聞きましたけれども、前回防災の方で私が質問した災害予防計画、その中に地すべり、崖崩れ等の危険区域これは 14 か所、それから土石流危険流域が 62 か所という計画書に書いてありましたけれども、これ前回質問しましたけれども、この点に関しても起きる前に…前回は質問の中で道または開発局に要請または協議をするかどうかという点をお聞きしましたけれども、改めてこういう面も含めて道または開発局ときちっと要請するところは要請する、それから協議して改善してもらうところは改善してもらうというですね、これは全道的にそうですけども、特に早め早めにこういうことはしていくべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） まず土砂災害の指定へ向けた設定の協議ですけども、これについては税務住民課長の方から補足していただきたいと思っております。また、関係する機関、

国や道についてはですね、過日も減災委員会というのが名寄市で開かれて、広域による打ち合わせがされたんですけども、そういう中にも下川町としての考え方を申し入れしたり、今後はそういう被災箇所また被災を受けることが考えられる箇所等については、しっかり要望、要請をしまいたいなということで考えている次第であります。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 土砂災害の警戒区域につきましては、先般9月6日に一の橋の町民懇談会を開催したときに、北海道から、今回一の橋地区について土石流の心配があると、南側の沢3つですけども、その指定をしていきたいということで、住民の皆さんの御意見を伺いながら今後指定にしていくと。土砂災害の被害が予測される、そして住民の皆さんにひどく影響がある地域としては、今、五味温泉の前の傾斜と一の橋の地区が該当になるかというふうに考えておりました、そういった指定が今、道の方から指定されるということになっておりますので、随時周知をしていきたいなというふうに思います。

それと災害の減災、防災について、今回もそうでしたけれども、国土交通省の専門家と北海道の専門家、土砂災害に係る設計等々の専門家を8月20日、21日にお呼びして…リエゾンといいますけれどもお呼びして御意見を伺って、下川町においてはどうかというところを現地も見させていただきながら確認をしております。

また、早々に排水が必要な箇所について、我々の持っている排水では処置が間に合わないということで、開発局の大型の排水ポンプ車を要請したりしまして、できるだけ各関係機関に連携強化を協力していただきながら対処してまいりました。今後についても連携を強化して対応してまいりたいと思っております。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 最後にですね、町長に申し上げたいと思いますが、やっぱり町民から評価される施策をやっていくべきだというふうに思うわけなんですね。なかなか評価もいろいろあると思いますが、この点も踏まえて答弁りませんかでも是非お願いしたいと思います。時間を超過して申し訳ありません。以上です。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

ここで、13時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時 3分

再 開 午後 1時13分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号3番、4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは一問一答方式により一般質問を行います。

政策効果の高い子育て支援の拡充についてです。

「経済成長率を増やすためには、保育サービスを中心とする子育て支援を充実させるのが最も効果的である」。これは日本・欧米を含むOECD（経済開発機構）諸国の政策効果を統計的に分析した結果、そうした答えが導き出されました。これは本年6月25日発行の柴田悠著、「子育て支援が日本を救う 政策効果の統計分析」を参考にしたものです。

これによりますと、子育て支援、特に保育サービスを増やすことにより女性の労働力率が増える。そして女性労働力率が増えると労働生産性成長率が増える。すると経済成長率及び財政余裕が増える。こうした傾向が偶然では説明しがたい優位な差として傾向としてみられたということです。結果、経済成長率、財政余裕が生まれれば、様々な施策にまた反映できる。こうした好循環が生まれる。その一番最初の政策として保育サービスを中心とする子育て支援が最も効果的である。こうした分析がなされました。これは国レベルのものですが、基礎自治体にも応用できるはずです。

そこで、町長に次の点について質問します。

一、町の全予算に占める高齢者福祉と子育て支援の割合は、それぞれどの程度か。

二、これからの下川にとってプラス効果が最も大きいと期待できる政策として「保育サービスを中心とした子育て支援」を位置付けてはどうか。

三、優先順位の高い政策を実行する財源と労力を確保するため、継続より廃止の視点で全事業を見直してはどうか。

四、保育サービスを中心とした子育て支援について、そのうちの一つ、あらゆる分野で人材不足の中、子育て支援の拡充には高齢者の活躍が不可欠ではないか。その活躍を促すための学習の機会が必要ではないか。

二点目、名寄市のファミリー・サポート・センター事業、病後児保育事業について、どのように考えるか。

三点目、ニーズがありながら導入が進まない病児・病後児保育事業については、地域おこし協力隊などの制度を活用しながら、専門的な知見を有する人材や組織の協力の下で、地域の実情に合った事業のあり方を検討してはどうか。

以上について町長の見解を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員の「政策効果の高い子育て支援の拡充について」の御質問にお答えしたいと思います。

御案内のとおり、少子高齢化が進む中で社会の活力を維持していくためには、一人一人がその個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠であります。

特に国では女性の活躍推進のために、仕事と子育てを両立できる環境の整備を促進し

ているところでございます。

本町におきましても、幼保一元化による保育環境の充実をはじめ、様々な子育て支援を実施しております。

まず、御質問の一点目「町の全予算に占める高齢者福祉と子育て支援の割合」についてであります。今年度一般会計当初予算に占める高齢者支援に要する経費は約1億400万円で、一般会計予算の約1.8%を占めております。

また、小学生未満の子育て支援に要する経費は約3,500万円で、一般会計予算の約0.6%を占めております。

いずれも国民皆保険制度に関する繰出金や、国が全国一律で実施する給付金等に関する経費は除いているところであります。

次に、御質問の二点目「保育サービスを中心とした子育て支援を優位な政策として位置付けること」についてであります。本町では既に幼児センターにおいて、0歳児から就学前の子供の保育を実施しており、保護者の都合等によりやむを得ない場合は一時保育や延長保育も実施しているところです。

保育料につきましても、国の基準額から約6割の軽減を図っており、既に充実した保育環境を有していると考えておりますが、社会情勢に応じて保育環境の更なる充実を図ってまいりたいと思っております。

三点目の「スクラップ・アンド・ビルドの視点による全事業の見直し」についてであります。御案内のとおり、本年度の予算編成時にもスクラップ・アンド・ビルドを進めるよう指示したところであります。福祉施策においては、子供から高齢者まで様々な関係者や対象者がいることから、各事業の経緯経過を踏まえながら、関係者等との調整を図り、効果的な施策を実施してまいりたいと思っております。

四点目の「保育サービスを中心とした子育て支援」についてであります。「子育て支援の拡充に向けた高齢者の活躍を促すための学習の機会」については、既に介護予防ボランティアが幼児センターや児童室において見守りや相談相手として活動しているところであり、今後さらに活動が増えるよう、学習の機会等を検討してまいりたいと思っております。

また、「名寄市のファミリー・サポート・センター事業、病後児保育事業」についてであります。ファミリー・サポート・センター事業については、登録した市民が互助精神に基づき、一時的な預かりや送迎等を実施する仕組みであり、病後児保育事業については、名寄市内の認定こども園において病気の回復期の子供を保育する事業であると認識しているところです。

いずれにつきましても、本町の保育サービス充実に向けて大変参考となる事例であることから、今後も連携を図り、情報交換等を進めてまいりたいと思っております。

こうしたことから、「病児・病後児保育事業」については、今後、地域おこし協力隊の活用や専門家の招聘等も視野に入れながら、本町に合った仕組みの検討を進めてまいります。

以上申し上げます。答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） それではいくつかの点について再質問を行いたいと思います。

まず、町の全予算に占める高齢者福祉と子育て支援の割合についてお答えいただきました。これについては何を含めるかというようなこともあって、いろいろな計算の仕方があろうかとは思いますが、ただ、ここで町長の見解をお伺いしたかったのは、世代間格差という問題についてです。世代間格差、これは一生の間に政府や自治体から受け取る年金、社会福祉をはじめとするサービス、これが総じて受益といいます、受益と税や借金などによる負担の差が世代によって異なることから生じる格差、こうした世代間格差が今問題とされておりますが、この世代間格差について町長はどのように認識されているでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっと一般論も入ってしまうかもしれないんですけども、少子高齢化社会にあって日本の将来をいろいろ考えてますと、世界は人口がどんどんどんどん増えておりますけども、日本は北海道だけをみましても2040年には130万人減少してしまうという、こういう推計も出てございます。そういうことを考えていきますと人口の構成が世代の中で大きく変わりつつあり、どうしても高齢化の率が高まっていくと考えております。下川町でももう既に40%近くが65歳以上の人達という割合になってございますので、そういう意味では、将来40%が50%、そしてまたさらにその上をいくということも十分考えられていくのではないかと考えております。

世代間格差の問題につきましては、こういう人口比だけみても、いろいろ事業に取り組む場合に壁にぶち当たるところがたくさんあるのではないかと考えております。これは将来的には、社会保障の面では特に高齢者が若い人達をみるという、こういう構図が出来上がってくる可能性があります。そういう意味でもしっかりと若い世代の人達に意識を高く持っていただくということと、社会全体でバランスの取れた社会構造をつくっていくということが大事なんじゃないかなと思っております。

また、事業に取り組む場合については、いろいろと世代間のバランスの良い事業の取り組み方というのが必要になってくるのではないかと考えておまして、こういうこともいろいろと研究しながら今後進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今の日本の特殊な状況においては、世代間の格差…そうしたものがある。そうした中でバランスを取りながらいろいろな問題を考えていかなければならない。そうした見解であると私は理解いたしました。

それでこの世代間格差ですが、これに拍車をかける状況があると。それは有権者に占める高齢者の割合の高さ。一方でただでさえ数が少ない若い世代の投票率の低さから、政治家は高齢者に有利な政策を実施せざるを得ず、それがまた世代間格差に拍車をかけ

ると、そうした見方があります。これについては町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これも大変難しい問題でして、世代間格差を少しでも埋めていくというのは様々な地域の企画力とともに、人が関わっていくという地域力が必要なんじゃないかなと思っています。一つにはコミュニティ形成をしっかりとしていく。そしてまたまちづくりに多くの人達が関心を寄せていただくと。こういうところがこれからこういう世代間をしっかりと埋めていくということが可能になってくるのではないかなと思っています。

また、当町でもいろいろと世代間の事業を行ってございますけども、どちらかという福祉の面が非常に大きいわけでありまして、これをさらに産業面ですとか、あるいはまた教育や違った層にもいろいろと範囲を広げながらその世代間交流や世代間の格差を少しでも解消できるようにしてまいりたいなど考えている次第であります。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 町長も私ども議員も一人の政治家として選挙の洗礼を受けてここに立っているわけです。それでどうしても票というものを意識せざるを得ませんが、下川町の有権者の皆さん…割合の中では高齢者が占めるというのは確かです。ですがその高齢者の方々が多数だからといって自分達に有利な施策を望んでいるのかどうか。そういった点については町長はいかがお考えでしょうか。私自身の感覚では、数が多いから自分達に有利な施策をというよりは、やはりこの下川町が本当に大好きで愛していらっしゃるって、この下川町が更なる発展を遂げるために有効な施策をとという方々が多いのではないかと。そういった印象を持っております。町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） やはりまちづくりに関心を持ってもらうということが一番大事なことでないかと思えます。特に午前中も防災の関係のいろんな議論がされましたけれども、やっぱり無関心ではなかなか社会参加がかなわないということがあろうかと思えます。そう意味では関心の持てる、興味の持てる、そしてまた好奇心をくすぐることのできる、こういうものが私ども町の方としてもいろいろとアプローチしながらですね、そしてまちづくりに参加していただいて、世代間の交流を活発にしていくということが大事なことはないかと思っています。それには町だけでは限界がありますので、公区ですとか、あるいはまた様々な団体等、こういうところとの議論が必要になってくるのではないかと思っています。昨年来、いろんな団体やあるいは地域と懇談の機会を増やしてですね、このへんの問題点、あるいはまた要望点、こういうところを少し探り出しを今進めているところでありまして、こういうところから少し方向性を見出して

いくことができるのではないかと期待しているものであります。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） やはり町民の方々に意識を持ってもらうということは最重要だと思えます。そうした意味では、やはり高齢化率がどんどん上がっていく中で、子育てが終わった後、子供と触れ合う機会が減っている高齢の方が増えているかと思えます。

以前ですと三世帯同居のようなかたちで、孫の面倒もおじいちゃん、おばあちゃんがみるというようなかたちもありましたが、現状は下川から子供は外に出て行って、お盆ですとかそういった時期にだけお孫さんが帰ってきて一緒に過ごす、そうした家庭も増えているかと思えます。

そうした中で、やはり子育てに対して目を持ってもらうためには、単に普及啓発ということではなくて、今回提案したように、子育て支援に政策的に投資することによって、それが実は経済発展にも繋がり、そこで生み出される余裕がまた高齢者の福祉にも繋がるといった、こういった好循環を統計的な手法により客観的に明確に認識していただくのが効果的かと考え、このような質問をしたところです。そうした観点からの情報提供ですとか、政策分析について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これも午前中の一般質問の中でもございましたけども、本町においての子育て支援は、十分には言えませんけれども、厚遇されている自治体の方に入ってくるのではないかと自負しているところでございます。ただ、これからの制度設計をしていく場合には、やはり成果、効果というのをしっかり加味しながらですね、やっていく必要があるのではないかと考えております。また、下川町が高齢化率が約40%近くなっているというか、その一方で実は世帯数が1,720ぐらいの世帯で人口3,400弱ですので1世帯で要するに2人を切っている状況にあります。いわゆる二世帯、三世帯の家族がほとんどいないという、そういう状況が今下川町でありまして、なかなか家族での世代交流といいますか…ここが非常に損なわれているというのが考えられる。それは一人住まいの高齢者の方々が非常に増えているというのが要因の一つでありまして、そういう意味では地域としてそういう交流できる場をつくっていく必要があるのではないかなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 人口は減っているが世帯数はそれほど変わらずに…ということは世帯当たりの人数が減っていると。そうした中でいろんな世代間の交流が行われづらくなっている。そうした中で施策が必要だという御回答でした。

そうした点で、私の質問の中で、そういった子育て支援をやるに当たって、段々と高齢者のみの世帯の方ですとか、そういった方が増えている中で、両者を繋ぐ政策という

意味でも子育て支援に高齢者の方々の活躍が、これがまた別な意味でも必要な政策ではないかということで提案したところです。

そうした中で、先ほど申しましたが、年配の方々も普段一緒に暮らしていない子や孫の世代、特に孫の世代とどのように触れ合えばいいかというようなことに困難を感じる場合もあろうかと思えます。そうした点で教育というような学習の機会が必要かと思えます。

現状、下川の中でもいろんなかたちで高齢者の方に活躍していただいていると思いますが、名寄市のファミリー・サポートでは24時間の講習が位置付けられていると、登録した人は24時間の講習を受けた上で、そうしたサポート事業を行っていくということが決められておりますが、下川のそういったいろんなボランティアに参加する人達にどの程度の学習の機会が与えられているのか、その点についてお伺いします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 先ほど町長の答弁にありましたように、高齢者の学習については、今後もいろいろな機会を設けてですね、そういう場を提供していきたいということでございます。午前中の答弁に申したとおり、子育て支援事業の中で、幼児センターの中にそういう機能を設けてございます。それぞれいろいろな広場を設けてやっています。高齢者の方の介護ボランティアの方も来ていただいているということも申し上げました。そこで学習の機会なんですけども、登録者に対しては社会福祉協議会の働きかけ、あと受け入れ施設の見学、ボランティア内容を説明してこういう機会を促しているところでございます。また今後も各サロンだとか幼児センター、また児童室の交流の実施も検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） そうした学習の機会というのは生涯学習の一環の中でというような位置付けもあろうかと思えますが、現状そういった生涯学習の一環の中で、年配の方々に子育て支援などで活躍してもらおうような、そうした講座の機会をもたれているのかお伺いします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 子育て支援の特にそういう講座は設けておりませんが、今後やっぱり40歳以上の介護予防の対象としてですね、ポイントを付与している事業も行ってまいりますので、そのためにそういうボランティアの登録だとか参加について広く啓発、また周知していきたいと思っております。そういう参加者を多くしていきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（木下一己君） 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 名寄市のファミリー・サポート・センター事業では、これは社会福祉協議会が運営母体になっているかと思います。社会福祉協議会といいますと、高齢者福祉の団体であるようなイメージが一般には強いのかなと思いますが、こうした子育て支援も本来的には担っていく事業体であるという中で、下川町において現状、社会福祉協議会と連携して行っている子育て支援事業はあるのかどうか。また今後の見通しについてはどのようにしているのかお伺いします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 現状では社協ではですね、子育て事業についてのそういう委託事業は…答えにならないかもしれませんが…少ないと思います。現状はやっていないのに等しいかも…特に介護予防だとか介護保険の関係の方に、高齢者支援の方に重きを置いているのかなと思っております。先ほど奈須議員が言っていたとおり、名寄の社協で市から請け負って、このファミリー・サポート・センター事業を行うということで、相当参考になる事例だと思っております。今後この名寄市のファミリー・サポート・センターの事業をですね、大変参考になる事例なので、上手く連携を取りながら支援をいただきながらいろいろな考え方と運営の仕方も勉強しながら、うちになんとかいかせるかどうか課内で協議しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 名寄市が今先行して走っているということで、大変近隣で参考になる事例があって、これから制度設計をするのによい機会かなと思います。参考にして下川独自でやるというのも一つですが、名寄市とは広域連携の視点の中で、連携を視野に入れた中でやっていくというのも一つかと思っております。特に名寄市は医療機関、この辺りの中核的な医療機関もございますし、福祉のスペシャリストを育成するような4年生大学もございます。そうした中で専門性をいかした名寄を中心として、広域でこうした子育て支援の枠をつくっていくというのも一つかと思いますが、そうした名寄市との連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 定住自立圏の中でもいろいろと項目が…17 項目ぐらいあるんですが、そういう医療とか福祉の関係も十分広域化に向けてのいろんな施策の展開というものもございます。ただ具体的にちょっと進んではいませんけれども、いずれにしても絶対数がやっぱり名寄市と下川町の人口規模違いますので、なかなか名寄が取り組んでいることイコールで下川町に取り組めるというのはこれは疑問もありますので、ただ既存の中で幼児センターが担っているところを、もう少しどうやったら拡充していけるのか

とか、そういうのを少しずつ検証しながらやっていく必要があるのではないかなと思っています。新しいものをつくるというのは、かなりエネルギーが必要になってきますので、そういうような研究を今後もしていきたいなと思っています。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 私が具体的に想定しますのは、後段で質問をしました病児保育、これについてはずっと検討課題になっておりまして、ただ、私が最初提案したときの訪問型の病児保育というのはですね、これは東京を中心に事業化されているわけですが、こうした小規模市町村では専門的な人材の確保ですとか、そうした事業性の問題、またこうした狭い地域でお互い顔の見える関係の中で家庭に入って病児を見るということが、抵抗感であるとか様々な課題があるかなと考えております。そうした中で、名寄市にそうした病児保育の専門家がいて、それほど頻度が多くない下川のニーズに、名寄からの派遣というかたちで応えるようなかたちで、名寄市であれば普段顔を見合わせているわけではない中で、逆にお願ひしやすかったり、相談しやすかったりするぶんもあるかなというような観点で、そういった名寄市との連携というのが…名寄市から派遣を受けるような考え方がないのかということをおもって考えたんですがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それの検討の余地はあると思います。いずれにしても、そういう補完的な連携というのは子育てだけではなくて、様々なことに広域連携を図っていくという…今、各首長さんやあるいはまた議会等も含めてですね、そういう提案もごさいますので、これからもいろいろと研究しながら進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 少し前後しますが、スクラップ・アンド・ビルド…これについては今年度の予算設計をする段階で町長からスクラップ・アンド・ビルドですね…廃止するものは廃止して、そこで浮かせた余裕や人材や財源を別なところ…ビルドに充てるというような考え方、こうした指示が出ていたと。ところが新年度予算を精査する中で、実はスクラップの方はなかなか進んでいない現状があったと認識しております。それで、やみくもにスクラップといっても、やはり行政の継続性の視点だとかがあつて、なかなか難しいんですが、これは是非やりたいという優先的な政策を先に打ち出し、それに必要な予算を算出し、これだけの財源が必要だからどうしてもこれだけ削ってほしいというようなかたちで明示することによってスクラップが進むのではないかと考えますが、そうした観点で次の年度に向けて重点施策を決め、予算出しをし、それからスクラップを募るというようなそういった手順についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは下川町に限らないんですけれども、一定程度予算の方針を打ち出して、自治体というのは政策的なことをやっていくわけですが、どうしても当初の予算というのが大型に膨らむ可能性があります。それは各所管課でいろいろと議論を重ねた中で、政策予算が増えてまいりますので、そういう意味ではいかにスクラップしていくかということが、ハードルの高いものがありますが、いずれにしても形骸化したもの、成果・効果の滞っているものというものがやはり見直しを図りながら削るものは削る、そしてまた改定していくものは改定していくという考え方を今後もしてまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） なかなかスクラップという言葉、そしてそのスクラップの先にみえている住民福祉ということを見ると難しい面があろうかと思いますが、ここはやはり優先課題を明確にし、まずそれを実現することによって好循環が生まれ、そこで生まれた余裕でまたスクラップしたものの復活もあり得ると思っておりますので、まずは効果が出やすいところに集中投下する、そうした時代にきているのではないかと私は考えます。

それで、今回、一般質問事前通告した後にですね、刺激的な記事を見まして、家事をしない夫は日本を滅ぼすというような記事を見ました。これはタイトルは大変刺激的なんですが、裏付けとなるデータがしっかりした記事でした。それによりますと、総務省の平成23年の調査で、6歳未満の子供がいる家庭で、夫が家事・育児に従事する時間が1日当たり1時間7分、うち育児は39分にとどまるというようなデータが出ております。

これはアメリカの3時間13分、そのうち育児は1時間5分ですとか、ドイツの3時間、同じように育児は59分に比べると3分の1という低水準だと。政府としては32年にもまずは2時間30分までに増やすことを目標にしていると。そしてこのデータと連動するようなかたちで厚生労働省の同じく平成23年の調査で、夫が家事・育児を全くしない夫婦の第2子以降の出生率は9.9%にとどまっていると。そして家事・育児時間が増えるほど出生率は高まり、6時間以上では67.4%にまで上昇したというようなデータがございます。こうした夫の家事・育児への参加というと、主体がまるで母親、女性の方にあるような言葉なので、参加という言葉は不適切だといわれています。家事・育児に従事する時間については、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 日本の歴史的なものも少し考えられるのかなという感じはしておりますけれども、労働時間自体も日本の場合には非常に過酷な労働時間設定になっている…。基準法でいきますと決められた週40時間という法律がありますけれども、なかなか残業が多くてですね、民間もまた行政においても年間の労働時間が増えてしまってい

る。それにあわせて男性が育児をするという機会を非常に失っているというのが考えられるのではないかと考えています。下川町の役場としても、女性の職員と去年懇談をさせていただきまして、やっぱりライフワークバランスというのをしっかり取るべきだと…いわゆるできるだけ残業しないで帰って、そして家庭サービス、子育てに従事してはいかがでしょうかという、こういうような提言も女性職員からいただきました。なかなか思うようにはいきませんが、現在、週に1回程度はノー残業デーをつくらうということで努力をしておりますが、業務にどうしても追われてですね、退庁時刻に帰ることができないというのが実態であります。

いずれにいたしましても、イクメンという流行の言葉も生まれているように、日本社会においてもそういう欧米に近づいた社会構造というのがこれから必要になってくるのではないかと考えていますので、そういう努力もこういう地方自治体としても少しでも進めてまいりたいなと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今、町長が仰った点が、まさにこの記事の中でも指摘されておりまして、男性の意識が低いということだけではないと。やはりこの男性の長時間労働というのが日本のこれまでの高度経済成長を支えてきた面があると。女性との役割分担の中に成り立ってきたと。ただ、時代が変わってきたにもかかわらず、その点が改善されず、長時間労働がそのまま、そして労働時間の伸びに反比例して生産性が下がっているということがデータでも出ております。一つのデータとしては、平成26年の就業1時間当たりの労働生産性は41.3ドルと。これはほかの経済協力開発機構の34か国中では21位、先進7か国では最下位に甘んじていると。これに対して夫の育児休暇取得率が約90%に達し、家事・育児従事時間も1日当たり3時間12分、うち育児は1時間13分というノルウェーでは、日本の倍以上でOECD2位の85.6ドルを誇っていると。こうした点から考えましても、冒頭に申し上げたとおり、子育て支援を充実させることによって女性の活躍を促す。そうすると労働生産性が高まり、そして経済成長、財政余裕に繋がるということを考えてときに、子育て支援をするに当たってもやはり男性の労働時間を減らすというようなことが必要かと思われまします。そうしたところを単に声掛けではなく、政策として実現するためにどのような政策が考えられるか。町長のお考えをお聞きします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは福祉サイドと経済サイドの考え方で少しすり合わせをしていかなければならないんじゃないかと考えています。今年から中小企業基本振興条例の中でも、これは経済界サイドですけども、要するに職場環境を充実させていこうと、働く人達が快適な職場で、そして充実した仕事ができるようにということでやっております。例えば、エアコンを事務所につけるとか、トイレを水洗化していくとか、そういうようなことを職場の中でやっていくと。そして働く人…これは男性も女性もですけど

も…充実した職場環境の中で生活にも潤いをもたらしていくという、こういう経済からの面と、もう一つは今言った、福祉の面からいきますと、子育てをしていることに対して、これから町としてどういう制度設計をしたらいいのかという、こういう考え方も一つあるのかなと。ただ法律上の制度もありますので、こういうところはちゃんと準じながらですね、整合性のある制度設計というのが必要になってくるのではないかなと思っております。これについてもいろいろ研究してまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今の答弁の中では、労働環境を良くしようというようなお話がありました。働き甲斐のある職場づくりだということだと思いますが、今問題として焦点をあてているのは労働時間についてです。この労働時間を減らすにはどのような施策が考えられるのか。改めて伺います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 業種、業態によっても違って来るんですよ。積雪寒冷地の日本の50%、人口で2,000万人ぐらいおります。一番の問題は、通年で仕事できる業種が非常に限られているということです。そうするとどうしても年間の所得を300万、400万という水準まで上げていくということになると、春から秋までのこの季節に集中していかなければならない。それが林業界だったり建設業界だったり、あるいはまたそういう外で働くその他の事業だったり、農業も含めてでありますけども、そういう意味では、こういうところでの高い所得を得るためにはどうするか、それから通年で仕事をしていくことができるにはどうしたらいいかということが政策的に必要なようになってくるんじゃないかなと思っております。そういう中で、労働条件というのをしっかりと高い…効率のいいものにしていくということが必要なんじゃないかと、これちょっと私の見解ですけども、そういう考えを持っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） こうした地域では季節性によるものがあると。私も一時期自然ガイドのような仕事をしておりまして、やはりそういった仕事は夏場に需要が高くて、冬はわりと別なたちでの仕事を求められる。そういった中で通年の中でバランスを取る必要があるというのは認識しているところです。ただ一方で、事務的な仕事が多い、特にこういった役場のような公的機関では、時期による繁忙の多寡はあるものの、そういった季節的な労働が求められる農業とはまた別な事情があると思います。そうした事務的な作業が多く求められるこうした役場のような組織の中で、労働時間を減らしていくにはどのような方策が考えられるでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これも午前中のグループ制の討議と類似してくるわけでありまして、本来グループ制というのは流動的、補完的というものが大きな目標で、ですから一部の職員に負担のかからないようにして、平準化していくというのが理想のグループ制であります。ただ、それが実態としてなかなかそこが平準化するというのが適わないというのが逆にグループ制のデメリットになってしまっているのではないかと。

それから責任が明確化になっていないとかですね。そういう意味では、今、下川町の事務事業に対しての本当に適正な職員数というのは幾らかと、どのぐらいなのかというのが今一番求められているところではないかと。それによって過酷な労働が少しでも緩和されていくとかですね、あるいはまたアウトソーシングによって、本来の自分達でやらなきゃならないものも外側の手を借りてやっていくという、こういうのも一つの方策になってくるのではないかなと。いずれにしても一年間の労働時間をできるだけ圧縮してですね、そして身体に負担のないように、精神面にも負担のないようにしていくというのが私たちに課せられた役割なのかなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 最初の近藤議員の答弁の中で、事務量、仕事量は減っていない、あるいは増えている…果敢なチャレンジで増えている中で職員数が補充されていない、減っている。そうしたギャップの中で非常に職員の方々が苦勞されていると認識を…町長示されました。ですので、職員数を増やすとともに、仕事を減らしていくということが、これが不可欠であろうと、直接的に。そこが大元の大元だと思います。それはやはり町長が明確に指示をして、特にやはり数値目標などを示した上で、実現達成度をみていくということが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それはまあ当然でありまして、事務事業評価を内部評価をして外部評価もするという、こういう内と外からやっているわけでありまして、そういう中で内部評価の中で一定程度成果がみられないもの、あるいはまた今後可能性が非常に低いもの等については、やっぱりそういうのを減らしてですね、そして事務量を少なくしていくということが必要じゃないかなと思っています。それは先ほどのスクラップ・アンド・ビルドに繋がっていくかと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） このような議論を通じて、これからの時代に求められる行政像としてですね、行政の継続性というのはもちろんあるんですが、やはり時代の変化が目まぐるしい時代に、新しい施策を打っては、次はその施策をいつの段階で終わらすの

か、施策には必ず目的があって、効果を測定し、そしてその目的を達成したときには終わらせるという意識を常に持ってですね、まさにスクラップ・アンド・ビルド、もしくはビルド・アンド・スクラップの視点で施策に臨むという行政像が必要なのではないかと。今までのどんどん拡大していくというのは高度経済成長期にはもちろん合ったやり方だと思いますが、今の時代は違うのではないかと思います。そうした点について町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） やはり資本を投下するということは、それなりに成果が求められる…いわゆるコストをかけてベネフィットがどうなるかということになってくると思うんですが、こういうところを見極めしていけないとですね、これからの時代…やっぱり自治体も生き抜いていくことができないんじゃないかと。今回の総合戦略の中でも特に重視されているのがP D C Aという考え方があります。いわゆるしっかりとチェックをしてですね、最終的にはそのアクションに向けて施策をつくっていくということでもありますけども、そのチェックの段階でどうしても必要ないと考えられたものは勇気を持って割愛していくということがこれから必要になってくるんじゃないかなと思っています。今、日本全体でも労働者が非常に少なくなってきた、担い手を今確保するのが大変なわけなんです。本町でも現業部門が非常に多い自治体であります。それは福祉施設を持ち、病院を持ち、また保育施設を持っているということで、そういう中で、限られた人数の中で本当に満足のいくサービスをどうやってやっていくかということは常に議論していかなければならない。それには外側の方々の協力がかなり必要じゃないかなと感じていますので、相互にそのへんもコミュニケーションを取りながらですね進めてまいりたいなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 今の答弁はですね、民間の会社を経営されていた現町長に期待されている点がまさに回答の中に出ていたかと思います。やはり投資効果が高いところにきちっと投資をして回収し、上がった余剰分をまた次の投資に回してどんどん好循環を生み出していくと。もちろん行政の継続性は必要ですが、それ以上に今はそうした民間の企業体のような経営感覚がなければ自治体も生き残っていけない時代になっていると思います。そうした点で町長から今の投資の話、そしてスクラップ・アンド・ビルドの答弁が得られたのは大変収穫だと私は感じております。そうした観点に立った中で、子育て支援が実は福祉としてだけでなく、経済的な政策としても非常に有効だということがこの間の様々な諸外国のデータからも導き出されてきたと。これについては著者の方も仰ってますが、こうした分析がまだまだ少ないそうです。まだこの分野は始まったばかりで、様々な視点から分析がこれから行われて、たたき上げられて、より精度の高いことが示されていく、それを期待されていると著者の方も書いておりました。そうしたデータを提示する先進自治体として下川町が是非なればと、環境未来都市の環境と

というのは子育て環境の環境でもあると、そうした環境未来都市で下川がこれからますます期待されていくことを祈念して、こうした質問をした次第です。最後、町長から何か考えがありましたらよろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ほとんど話したんですけども、下川町は環境の町だといろいろ言われてございますけども、その環境というのはやはり今言われたように自然環境ばかりではなくて、家庭環境から社会環境から多くの人達が生き様をそこでちゃんと見いだしていけると、そういう環境づくりというのが必要ではないかなと思ってます。ですから下川町が今、環境の町という大きなアドバルーンを上げておりますけども、そういう意味では広義の意味での施策をいろいろですねこれからも形成していきたいと思っています。

もう一つは、自分自身の公約の中で、幸せ日本一をつくるんだというのを謳ってございますけども、福祉そのものの意味合いは高齢者ばかりではなくてですね、本当に幼児から若者から、そして成年まで、幅広い福祉という意味合いがあるわけで、これどちらも訓読みですとですね、さいわいと読むんですね。福も祉もですね。そういう意味では福祉施策というのをしっかりと持続可能なものにしていける、そういう環境づくりというのをしてまいりたいなと考えている次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） これで奈須議員の質問を閉じます。

次に、質問番号4番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 子育て、教育支援について質問させていただきます。

経済社会の健全な発展と少子化進展に伴う人口減少は大きな課題であるとの認識の下でお尋ねいたします。

一つ、子育て、教育支援の現状認識と今後必要とする子育て、教育支援は。

教育費、奨学金、町外通学費など支援についての考え方は。

町民の意見反映の方法をお尋ねいたします。

以下、自席で質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「子育て、教育支援について」の御質問にお答えしたいと思います。

はじめに、子育て支援に関する内容については私からお答えいたしまして、教育支援については教育長からお答えしますのでよろしくお願ひいたします。

一点目の「子育て支援の現状認識と今後必要とする子育て支援」でございますが、共働き世帯の増加やコミュニティの繋がりが希薄化する中、行政支援のみならず、地域や

企業、個人レベルでの子育て支援の意識向上が大切だと考えているところであります。

町では、安心して子供を育てるための各種支援事業を一定程度充実させてきたと認識しております。

具体的には、出産後の訪問や子育て相談、各種予防接種、乳幼児健診等の事業をはじめ、子育て期に必要な様々な経済的負担を緩和するため、2歳未満の子供一人当たり月額3,000円を支給、中学生までの医療費を無料化、保育料の軽減などを実施しているところであります。

今後も社会情勢を踏まえながら、保育環境の更なる充実や子育てに関する負担軽減など、子育て支援の充実について検討してまいりたいと思います。

三点目の「町民の意見反映の方法」については、教育長の後に答弁させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 自席から教育支援につきまして答弁させていただきます。

春日議員の「教育支援について」の御質問でございますが、まず一点目の「教育支援の現状認識と今後必要とする教育支援」でございますが、変化の激しい時代を生き抜くため、将来を担う人材の育成は不可欠であります。

確かな学力、豊かな人間性、健康な体を備えた児童生徒を育成するため、家庭学習の支援、ICT教育の充実、部活動・少年団活動の充実、地域の特色をいかした総合的な学習の実施及び特別支援教育などの充実を図っております。

今後も児童生徒の「生きる力」を育むために、ウイークエンドスクールによる家庭学習の支援、教育環境の充実、いじめ防止等安心安全対策の充実、また近年過剰なデジタルメディアとの接触による生活習慣への影響が懸念されていることから、好ましい生活習慣確保に向けた、いわゆるアウトメディアプロジェクトを実施してまいります。

二点目の「教育費支援の考え方」でございますが、奨学金制度につきましては、昨年度、関係課で打ち合わせを行っているところであり、給付型または返還型等多種多様な奨学金制度があること、加えて文部科学省で実施の準備を進めている給付型奨学金等の動向を見極めながら制度設計が必要と認識をしております。

また、町外の学校への通学費助成につきましては、現在、町としては地元で高等学校教育を受けられる環境の維持・発展に向け、下川商業高等学校の生徒確保のために通学費支援等を行っていることから、現状では町外の学校への通学のための支援は考えておりませんので御理解をいただきたいと存じます。

三点目の「町民の意見反映の方法」でございますが、本年6月に小中学校の保護者に対して、教育行政に対するアンケートを実施し、アンケート結果につきましては集計分析をし、教育委員会において結果報告と意見聴取を行うとともに、保護者にも結果については報告をさせていただいたところでございます。

今後においても、児童生徒・保護者へのアンケート実施、各種委員会などにおける意見をいただきながら、教育行政の更なる充実を図ってまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようよろしくお願い申

し上げます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 引き続き三点目について答弁をさせていただきたいと思います。

教育行政、教育振興も含めて総合的な観点から、「町民の意見反映の方法」につきましては、下川町子ども・子育て支援事業計画の策定及び見直し時において、保護者へのアンケートを実施しているほか、社会福祉審議会や次世代育成支援対策推進会議等において御意見をいただいているところをございまして、今後もこれらを通じて引き続き御意見をいただきながら、子育て支援の更なる充実を図ってまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ただ今までの議論をお聞きしておりまして、その上に立ってまた質問させていただきたいと思います。

まず、いろいろな議論を受けてですね、町長は長年のまちづくりでいろんな見識を有しておられます。そんな中で課題認識はもちろん広い見識でされているわけですが、方策が必要である、政策が必要である、議論が必要である、そんな中で私はちょっと一歩進んで議論ができればなと思っております。

まず第一に、下川町には総合計画または総合戦略がございます。また今、町長がいわれました日本一の町を目指す、そういうところで本当にその目標を達成できるのかと。

今その中でプロセスを踏めるのか、踏んでいるのかという視点で質問をさせていただきます。

まず、子育て、教育支援ですが、これ分けて考える必要があるんでないかなと思います。

まずは子供の権利、それから教育の権利、これは御案内のとおり国連で認証されている権利です。漸進的に無償化する…小学生は無償化するというのはこれは当然の権利を実施している。最近では教育費まで無償化していくという流れがあります。そんな中でまずは権利を守る、その上に立って政策が生まれてくるわけで、政策の中で経済的負担が多い人達には政策としてそれを軽減していく。さらに例えば高校のように間口を維持しようと、これは重要な施策でそれは政策として展開すると。そういう基本的な考え方でお話をさせていただければなと思います。

そんな中で、子育て、教育の理念、これが必要ではないかと思いますが、総合計画だとか漠然としたものはありますが、一言でいうと町長…分かりやすく…子育て、教育支援の理念と地域における重要性の認識というものをどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 子育ての環境の中では、やはり安全安心な町をつくっていくと

ということが非常に大事なんじゃないかなと思っています。昨今のいろんな事件も踏まえながら、やはり子供たちが学校へ行く、あるいはいろんな施設へ行く、そしてまた家庭の中で生活をする、それには安全で安心な社会をつくっていくということが最大のテーマではないかなということで考えている次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） その上に立って、現在下川町の子育て支援というのは、何を物差しにするかは別としまして、結構充実していると…U・Iターン者の一つのきっかけにもなるということも言われております。それはそれとして、今まで基盤を築いてきた子育て支援、教育支援であると。その上に立って、どこまで…お金の問題だけを支援すればいいということではないと思うんですが、前回の6月の議会でも国の制度改正を受けて保育料の軽減みたいなものもありましたけども、国に先立っていち早く無償化していく、町独自の政策を出していく、子育てが地域経済を支えると、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それもケースバイケースかなと思います。ただ、今、無償化の関係の制度設計がいろんなところで出ておりますが、これ何か競い合いみたくなってしまうようなんですね。ですから、一定程度そこで無償化になってきたら、次の段階は無償化にしていったら…要するにうちの町だけが秀でるとい、そういうバランスが今崩れつつあってですね、青天状態になっているというのが実態だそうであります。

そういうところも十分加味しながらですね、実態に合ったそういうような制度設計というものをもう少し考えていくべきかなということを考えている次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） それはつまり横をみながら政策を展開していこうと、横の状況をみながら政策を展開していこうという考えであるということに理解してよろしいですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） そういう面もあるかもしれませんが。しかし、いろんな議会によっては、バラマキではないかというそういうような見方をしている議会も相当あるようでありますので、そのへんはやっぱり慎重に住民の皆さんと議論をしてですね、そして制度をつくっていくということが必要んじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私は、下川町…先ほど言いましたとおりですね、権利を守ると、ちょっと堅い話ですけども人権を守る、質の高い権利を守っていくというまちづくりを今後すべきだと思います。そうしますと、もちろんほかの町とかありますが、まさしくそれが日本一でないかと、私は幸せというのは日本一を競うべきではないと思いますが、そういうふうにして独自の考え方を明確に出していくというのが必要ではないかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それはもっともなことだと認識しております。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） その上に立って、その権利を守るという中に立ってですね、先ほどありました通学の問題…高校通学の問題、下川町から町外に通っている人達の通学の支援、これも先ほど言いましたとおり基本的権利であるということで理解して、また高校支援は高校支援でそれは別の政策の話であって、さらにその上に立って政策の優位性を出していくと、魅力をつくっていくという考え方でないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

御指摘いただきました下川商業高校の通学支援と、それから現状下川町から他市町村へ通学する生徒にとってですね差があるという御指摘は誠にそのとおりであります。

前段、一般質問の中でも若干触れさせていただきましたが、まず下川商業高校につかましての基本的なスタンスは、春日議員も触れておりますけれども、町内で唯一の高等学校教育機関であるその学校を守り、発展を支援していくというスタンス。これは町内における児童生徒の教育を地元の高校で受けれるというこの体制を維持、また発展させていきたいという政策的な支援であります。それからもう一方、名寄に通学する生徒に通学の支援をと…名寄だけではないと思います。例えば旭川ですとか札幌に出られる子供さんも実際にいるわけですから、名寄だけが視野ではないと思いますが、そういった出ることに関して、選択できなくする意味ではなくて、その政策の目的が商業高校とほかの町村に通うものについてを同列には考えられない視点があるというふうに認識しております。

後ですね、高校の方に実態を把握しましたところ、経済的な負担…これが親御さんの、あるいは子供さんの進路選択にやはり影響を与える可能性があるというのは私も十分認識しているつもりでございます。そういった状況の中、各種奨学金がございます。ただ、

そういった奨学金の制度利用がですね、実際高校進学に当たっては何年かに一人ぐらいあるかなというふうな実態であるというのもこれまた現状でございます。その点踏まえまして、今御指摘いただいた…その差があるというのは私も認めますし、それを今後解消するということにはちょっと政策的な内容に異なるためにならないということをお理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私が申し上げているのは、先ほどから言うとおりの権利ですね。今、通学費を含めて、皆さんにその…ですからその人達によってね、下川の商業高校が影響を受けるとかそういう議論ではなくて、権利として…子供たちの権利というのは…無償化をはじめですね国もこの動きというのは平成22年の国連の条約を日本が保留を解除したところからはじまっているんですが、御案内のとおり、高校がある中でも近隣みますと通学費補助をしているところもあるわけですよ。地元にも高校もあって間口の大変なところもあるわけですよ。ですから、その権利という意味でね、子供たちに、そして高校維持というのはまた別次元の話でね、私が申しているのはその権利。それから奨学金についても、これ先ほどやりました国の動向をみながら…それはそうですが、自治体の自主性というものを…やはり日本一幸せなまちをつくるのであれば、自治体の自主性をどういかにするかと、どう表現するかと、それによってどう魅力ある町をつくっていくかということではないかと思うんですよ。ですから、それを積極的というのであれば積極的だと思いますが、積極的な施策をしない限りは総合戦略…これ実現本当にできるんでしょうか…というところがあります。ちょっと長くなりましたけども、是非それを…検討という言葉はやらない言葉になっちゃうのかもしれませんが、そのへんちょっと教育長に一点と、もう一つ、意見反映…これについてですね、是非ですね匿名…名前を出さなくても意見を広く聞き入れると。御案内のとおりこういう小さな社会ですと、誰が言った、誰が何を言った、いろんなところがあってなかなか自由な発言ができないのも確かだと思います。問題は誰が言ったのではなくて、どういう意見があるのかと…町民の中にですね。それで誹謗中傷だとかそういうのも出てくるとは思いますが、でもそれは取捨選択ができるんだと思います。これは町長の方で…そのへん二点、反映の方法をちょっとお聞かせください。

○議長（木下一己君） それでは教育長から答弁してください。

○教育長（松野尾道雄君） 子供の権利の関係でございますけれども、総計の中でも基本目標として、個性、可能性、魅力を伸ばす人づくりということを本町は謳っております。私は言い換えれば、やはり子供が夢に向かっていく、それを支援する、それが私どもにとっての責務ではないかなというふうに考えております。その責務を果たすためには、いろんな手法もあると思っております。

例えば、先ほどの奨学金の話でございますけれども、国の方で確かに給付型の奨学金の準備を進めているという御説明をしておりますが、一応6月2日の閣議決定の中では、

給付型の奨学金については平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現するというような閣議決定も得ておりますので、そういった内容を十分精査し、またそういった情報をきちっと保護者の皆さんにお伝えする。また、市町村独自での支援施策が隙間を縫うかたちであるのかどうか、そういった部分も十分に制度設計の中で考えていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 住民の方の意見を聞くという場につきましては、既にこの9月からも実施しておりますが、町民懇談会を開催して、そして幅広く地域課題、あるいはまた個人として困っていること、要望したいこと等を受け止めさせていただいているところであります。さらに、知恵の環などを通してですね、様々な意見を…これ匿名で出される方もいらっしゃいますし、そういうような配慮をしながらいろいろと多くの意見を聞くことができ、そして反映することができる、そういう仕組みづくりというのを今後いろいろなところで進めてまいりたいと考えている次第であります。先ほども午前中に説明させていただきましたけれども、昨年来、様々な団体、あるいはまた企業等も訪問させていただきながら聞き取りをし、そしてまた意見を受け止めながらですね施策に少しでも役立つようにしてまいりたいと考えてございますので、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○春日議員 よく理解できなかったところもあるんですが、是非そういう権利ということで、高校の近隣なんかもいろいろ幅広げて調べていただいて、高校存続は存続の…やっぱり魅力あるもので、それとは違う次元でやる方向で検討していただければと思います。

先ほどありましたとおり、まちづくり懇談会とかいろんな団体にお話を聞いているというのはもちろんでございますけども、どれをもって民意というのがあるかと思うんですけども、なかなか聞き及ぶところによると、懇談会に行っても発言ができないと、何を発言していいか分からないという、そういう話もございます。広くどういう意見があるのかというところを懇談会だけではなくて、さらに詰めていただければなと思います。次に移らせていただきます。

町有林産物売払いと公共事業発注についてお尋ねします。

売払いと公共事業発注の基本的な考え方について。

売払い、発注の時期、事業内容設定、数量などの根拠についてお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「町有林産物売払い及び公共事業発注について」

の御質問にお答えいたしたいと思えます。

一点目の「売払いと公共事業発注の基本的な考え方について」であります。町有林産物の売払いにつきましては、「下川町有林野の産物売払規則」に基づきまして、指名競争入札及び随意契約により実施しているところであります。

また、公共事業につきましては、「地方自治法」に基づき、指名競争入札または随意契約の方法により実施しております。

二点目の「売払い、発注の時期、事業内容設定の根拠について」であります。林産物の売払いにつきましては、下川町森林整備計画を基本にしまして、循環型森林経営の理念やF S C森林認証の原則に基づきまして、成長量以上の伐採を行わないなど、伐採数量や樹種などの事業内容を設定しております。

発注時期については、地域関係者に伐採の時期、樹種及び搬出予定の太さなど、町有林間伐主伐材予定表を提示しまして、4月と11月頃の年2回協議を行い、地元事業者のニーズを把握し、発注を実施しているところであります。

公共事業につきましては、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」に基づき、当該年度の公共工事の発注見通しを立て、計画的な発注に努めております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 先ほどありましたとおり、林産物につきましては、チップの中にもですね広葉樹の価値化できるやつもありますので、そういうふうにして町有財産でございまして、より価値化できるものは価値化することで進めていただきたいと思います。

それから、公共事業関係でございまして。先ほどもありましたとおり、法律に基づく、発注見通しを公表する、変更の場合も公表する、指名した者、入札者、契約の相手も公表すると。これ一部公表されていないところもあるかと思いますが、是非法律に基づいてやっていただきたいと思います。

そんな中で、公表された発注をみますと、安原公園…これ町民懇談会でも出てたんですが、これ2年かけて…去年の12月の議会でも議員から、6月の発注で随分発注が遅れて、工事の質の問題を問う質問が出たかと思うんですが、今年度も計画でいうと5月…それから5月発注から8月ぐらいだったでしょうか計画に書いてありました。これ遅れた理由をお聞かせください。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 安原公園につきまして遅れた理由という御質問にお答えします。

2か年の工事として安原公園の事業を進めてまいりました。設計をコンサルにかけて、それをいただいた中で町の職員が改めて道の単価に置き換えるというような作業をはじめ入札への行為ができるというかたちになっております。非常に期間が…時間が

掛かるということで、1期目…ちょっと遅れてまいりました。今年に入りましてやはり新年度単価という部分がございます、また改めてその単価をやり直したことで、それから一部当初の計画を変更した部分がございます。より使いやすいという方向を検討した中身でございます、その点で時期的に遅れていったわけでございます。早めに工事を竣工するつもりでございましたけれども、このような時期になりまして大変誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） 公共事業の発注については、御案内のとおり地元中小企業の建設業の受注の機会、それから受注の拡大とあります。ただ、発注の内容をみるとですね、結果として計画変更等あったということなんです、まず公園をですね2年間使えないと…2年間…町の中の公園…これは道路より優先して、町民の利便性を…建設業の発注機会というよりは利便性を考えて発注するのがやっぱり理屈なしの考え方でないかと思いますが、そのへん町長いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりで、今回、町民懇談会でも何人かの方に御指摘を受けてですね、使えないんだったらちゃんと明記をしておくべきだと、こういうような意見もいただきました。いずれにしてもやはり2年間利用できないというのはいろいろ課題もあろうかと思しますので、そのときにはしっかりと他の施設等も誘引できるようにですね、そういうようなこともしっかり考えていく必要があるかなとつくづく今回考えた次第でございます。いずれにいたしましても、長期にわたっての不便を感じないように、そういう施策もしっかり考えてまいりたいと思しますので、御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今回、2か年というのはですね分離発注で、本来であれば公園なんかというのはですね、1年のそれも早期に発注し、できるだけ町民の利便性を図るといのが本旨だと思います。それで、分離発注…これの考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 分離発注につきまして、いろんなケースがあろうかと思っております。今、まちおこしセンターでやっている長期の大きな事業ですと1期目、2期目、それは当初の発注時期によるもので、そういうかたちで分けたり、内容的にも中身が機械設備それから電気設備、またヒートポンプというような内容で分けた経緯もござ

います。安原公園につきましては、本来的には1期でやって、速やかに公園として町民の方に使っていただくのが正しいやり方だったかもしれません。額的な問題と2期に分けて行うというようなことを選択してたわけでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） 理解できました。分離発注については、議会が議決していることでございますので、そういう趣旨で議決をしているというふうに思います。

それでは、三番目の町政の検証について、これまでの一般質問に対する取組の状況をお尋ねいたします。

まず、自治基本条例見直し検証の進捗状況。

二点目として、事業計画変更時のルールづくりの進捗状況。

さらに、町長が考える近未来…近未来となりますと20、30年先と捉えがちかもしれませんが、私がちょっと言葉が足りなかったと思いますが、近未来…4、5年後または10年以内ぐらいを想定しておりますが、農業、林業、林産業のあるべき姿について、御答弁をお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「町政の検証について」の質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目の「自治基本条例見直し検証の進捗状況」でございますが、現在のところ庁舎内にプロジェクトチームを編成いたしまして、現状と課題の整理を行い、今後の検証に係る原案づくりを行っているところでございます。「自治基本条例」を効果的に運用するためにどのような手法があるのか、策定時と現在において時間の経過に伴い、条文自体に不整合があるのかなど、今後町民の皆様の意見を伺いながら検証を進めてまいりたいと考えている次第であります。

また、10月下旬には北海道が主催する岩見沢市や芽室町の基本条例に関するセミナーが開催される予定をしておりますので、プロジェクトチームを参加させ、近年の状況について情報収集をしてまいりたいと考えております。

二つ目の「事業の計画変更時のルールづくりの進捗状況」についてでございますが、既存にあるルールといたしましては、毎年実施している総合計画の見直しにおいて、総合計画に掲載されている事業に変更がある場合は、内容について総合計画審議会に審議をしていただき、その後、計画を変更しているところでございます。これは毎年実施してございまして、町施策全体のPDCAサイクルの中で実施しているものであります。

このほかに、社会情勢等により事業が見直される場合や国等の補助事業のスケジュールによる場合、緊急を要する場合など、様々なケースが想定される場所ですが、このような場合には、町民の生活に大きく影響する事業などについて、審議会、町民説明会、町民懇談会、並びに広報、ホームページ及び行政告知端末などの多様な媒体を用いまして、最善な時期と方法により、丁寧な情報発信に努め、町民の理解が得られるよう進め

てまいる所存でございます。

三つ目の「近未来の農業、林業、林産業のあるべき姿」についてであります。農業、林業は、本町の基幹産業でございます。下川町にとって将来的にも持続させなければならないものと考えております。

本町の農業は、これまで取り組んできた酪農振興策や秀品率向上対策、施設園芸作物の導入など積極的な施策の展開によりまして、農業生産額は平成 27 年度で約 24 億円となり、一定程度の効果が現れていると考えているところでございます。

今後におきましても、安定した農業生産体制の確立や担い手となる新規就農希望者や農業後継者の確保など、将来にわたって持続可能な足腰の強い農業基盤を構築することが重要だと考えております。

また、林業・林産業におきましては、長引く経済不況などによりまして、造材・運材事業、製材事業の不振や事業者の廃業等の大変厳しい状況に対しまして、林業・林産業振興事業等の支援策によって経営の安定化を図ってきたところでございます。

さらに、全体的に事業者や従事者の高齢化による担い手及び後継者の確保などの問題も大きな課題となってきているところであります。

これらの課題に対しまして、これまで取り組んできた産業振興策に加えて、より適切で効果的な対策を調査・検討することにより、産業の振興と雇用の創出を図るとともに、持続可能な産業基盤の構築を目指してまいりたいと考えてございます。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） まず、自治基本条例ですが、27 年第 2 回定例会…6 月です、町長は条例の全体を見直していきたいと。そして今年の 9 月ですね、議会に示したいと、行程表をつくっていくと。今年の 6 月、これ副町長ですが、9 月には出したい、若干遅れ気味、現状と課題の把握に努めていると。

検証という言葉を使わせていただいたのは、検証という言葉は実際に調べて証拠を辿る、仮説を証明するということなんで検証という言葉を使わせていただいたんですが、これまったく進んでないんじゃないですか。本当に自治基本条例って見直さる必要があるんですか。そこをお尋ねします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 自治基本条例、条文がこのまま継続していくかどうかと、ここは制度設計の一つとしては確認をしていく必要があるのではないかと。ただどうしてもですね、優先すべきものがこの 1 年間の中であって、一つ一つのスケジュールがずれ込んでしまったというのが否めないところであり、お詫びを申し上げたいと思います。いずれにいたしましても、現在の自治基本条例がこのまま継続して条文を見直さないでいいのか、あるいはまた見直す必要があるのかと、このへんは庁舎内のプロジェクトチーム

の中でしっかり議論をさせていただきながら今後も進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 時期を明示しておりますので、時期がいつを目処に見直しを議会提案ができるのかというところを、もし今、明示できるのであればそれを一つお願いいたします。

それから、手続きの話ですけども、去年の…細かな話といえばそう捉えちゃうかもしれませんが、自治基本条例というのは最高位の条例で町の憲法ともいえるものであって、それを見直しをするというのは、まずは町民の方に基本条例を見直しますとお知らせをしたり、積極的な情報提供、そして今どういう進捗状況になっているのかと。そして 9 月ということ理事者が言われているわけですから、これ何らかのかたちでね、やっぱり説明があつてしかるべきことでないかなと。そういうことがない積み重ねによって、どんどんどんどん信頼って失っていくんじゃないのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） もっともな御意見でございます。いずれにいたしましても遅れたことはお詫びするとともにですね、住民の方の意見を求めるところもまだ行ってございませんので、今後はそのへん速やかに対応してまいりたいと思います。なお時期等について、今、作業も含めて副町長の方から説明させていただきます。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは私の方から自治基本条例の見直しの件について回答させていただきます。

今年の 6 月に私の方から 9 月には提案したいというふうにお答えをさせていただいたところですが、町長冒頭申し上げたとおり作業が遅れている状況でございまして、大変申し訳なく思っているところです。

今現在、春日議員仰るとおり、条文の見直しについて必要かどうかということについても内部で検討しているところでございます。下川町の自治基本条例につきましては、その条例に基づく手続き等についてほかに定めるような規定もなっておりますので、特にこれまでの間、御指摘のございました町民参加、情報の提供などについて、改めて検証を進めながら最善の方法がどういう方法があるのかということについて進めてまいりたいというふうに考えております。時期的なものについては速やかというふうにお答えしておくだけにしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 申し訳ないというのは私に言われているんですけど、これ町民の方にだと思っんですね。是非、今までの経過を含めて今後のところまで、何らかのかたちでやっぱり説明責任を果たすということをやっていただければと思います。

それから、計画変更のルールです。これも第1回の定例会で…3月です、これ元々事業費が膨らんで…宿泊交流施設の事業費が膨らんだときに、計画変更になるんで説明をどうでしょうかという話に対して町長は、それ一つ説明すると全部の事業が計画変更説明しなきゃいけないからということをお断りされておりました。そんな中で、本当にそうなのかというところで質問したところ、町民の説明についてはルールづくりを今後していきたいということをお断りしております。それに対しての質問でございます。総合計画の中の手続きの問題とかではないことでございます。そんな中で、これまでルールづくりがされていないと思っんですけども、計画変更の場合、物事によって違っと思っんですが、町民参加の機会、これは分かりやすい言い方をすると計画変更が確定してから町民に説明をして参加の機会をもつ。一方で計画変更する前に町民の参加を得て、そして計画変更を固めるという、この二つおありがあると思っんですが、町長はケースバイケースと仰られるかもしれませんが、町民が計画変更の前に参加をして、そして計画変更を固めて、そしてまたそこに参加を得ると。こういう事例はどういうことが想定されるでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっと今思い浮かびませんけれども、これは先ほど仰ったようにケースバイケースによるんじゃないかなと思っます。いずれにしても町の施設整備とかですね、あるいはまた住民の皆様に関わるような重要なものですか、こういうようなところというのは事前に協議ですか、一定程度計画出来てからの説明とか、そのへんは事業内容によっても変わってくると思っますが、基本的には住民の皆様いろいろな意見を聞いていくというそういう場を多くつくってまいりたいなと思っしております。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 是非、これ変わってれば別ですけどルールづくりを、事業計画の場合はある程度その事業計画変更の前に町民の参加の機会を設ける。そして計画変更案を固める。そして計画変更後に住民参加の機会があると。それで自治基本条例ですね、意見交換をして、パブリックコメントを取って、各審議会を経てということで書かれておりますので、それは自治基本条例に基づいて法に遵守して進めていただければと思っます。

それから続いて将来展望でございます。

持続可能な足腰の強い農業基盤の構築、それから持続可能な産業基盤の構築ということで、まとめるとそういうことだと思っますが、4年後、5年後、町長は下川町の農業ま

たは林産業、林業、ひと言でいうとどういうイメージで描いておりますでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 当然基本は持続可能な産業構造、産業形態、産業振興になっていくと思いますけれども、いずれにしても今、後継者対策、担い手対策、あるいはまた新規の起業家、新規就農者、こういうようなところをしっかりと確保できる、いわゆる人材も含めてですねこれをしっかりと進めてまいりたいなと思っております。

昨年設置いたしました産業連携会議、さらにこの4月からスタートさせましたタウンプロモーション推進部のシンクタンクにつきましても、その点を十分に目標といたしまして進めているところでございまして、御理解をいただければと思うところでございます。以上よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） 近未来の3、4年後、後継者対策をやるということです。それで一歩進んで、例えば農業において、これ現実的な話として農家の人達の負担の問題と農家の方々の実際の問題がありますからちょっと空論的な話になるかもしれませんが、私はでも将来的にこういう農業、こういうあるべき姿を描くという、提示をするというのが極めて重要ではないかなというふうに思っております。そんな中で、例えば農業、4年後、5年後の家畜糞尿の熱電併給…地域が全部その事業に参加するというのも4、5年後は描かれるんでないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 既に家畜糞尿の利活用についてはバイオガス発電を実施して、昨年10月に供用開始になったということで現在順調に進んでいるところでございます。

また今後も畜産クラスターの計画の中にもそのような大きな組織の中で進めてまいりたいということも考えてございますので、将来展望に向けては少し夢のあるものになっていくのではないかと期待されるところでございます。

またその一方で、農業の基本であります土づくり、ここをもう一度再認識しながら、事業として取り組んでいくということを進めてまいりたいと考えております。それに伴って新規就農、後継者対策、さらには将来の法人化に向けて農業が大きくビジョンづくりができていくのではないかと考えてございますので御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） 3、4年後を踏まえてですね、今回も最小限度といえればあれですけども被害がある農家の方もおられます。そんな中で、温暖化が原因なんでしょう…非

常に想定外の被害が出てきている。そんな中で、御案内のとおり、もうですね温暖化問題も緩和するだけではだめだと、適応しなければいけないと、温暖化社会、温暖化の気候に適応すると。ですから私は、こういう異常気象に適応する…どれだけできるかというはあるんですが、適応するまちづくり、適応する農業基盤整備というのが必要なんだと思います。そういう視点で、今回被害に遭ったところも抜本的に、排水の問題とか、高低差があるとかありますので、是非その適応するようですね、やっぱり農業基盤整備のあり方を考えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。お考えございましたら。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） その点についても御指摘のとおりでございます、やはりこれだけ自然災害が多くなってまいりますと想定できない被害の被りかたがあるのではないかと考えています。そういう意味では、災害に強い基盤整備というのが必要になってくるだろうと。昨今、下川町でもフルーツトマトなども半養液栽培の形態を活用しての生産を行っておりますが、これも一定程度地上に高く設置をしているということで、水が少し浸水しても被害を受けないというそういうようなメリットもあるようでありますので、こういうことも含めて基盤整備、施設整備、こういうところには関係機関にいろいろ働きかけしながらですね農業生産の向上に向けて努力をしてみたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7番（春日隆司君） それからその3、4年後まで実現できるかというのはあると思うんですが、日本の最先端の…最先端がいいというわけではないんですが、例えばIOTですか…例えば農業機械にコンピューターを入れてデータを解析してですね、より高収益な農業をしていくと。担い手の問題と関わる話ですが、林業においても下川町の場合は、川上から川下まで一体的に森林解析をして、それを分析をして、いつどこでどういう材があって、それをどう切り出して、それを加工にどうすると、いわゆるクラウドによる仕組みが構築されていると思います。これは淡々と実現していくということだと思うんですが、農業においてもそういう情報社会、情報技術をいかした農業、これもまた投資額がどうかかるかという問題だとか現実問題としてあるんですがね。やはりそういう特異性を持った農業…農業といいますか、やっぱり顔が見えるし、より収益性が上がる、そういうことによってですね、例えば新潟なんかでやっているのは米が今まで二等米がですね、機械に入れてそれがここは一等米に仕上がるとかね、機械の設備投資どうするんだとかいろいろな問題があるんですが、基本的なところでそういう時代を見ながらですね目標を立てて、そういう農業を目指していくというところが必要かと思えます。

それから、あと林産業でございます。地元は今、林産業7事業者ですか…でございます。

それで雇用も250ぐらいあるかと思えます。ごめんなさいこれは仮定でございますけれども。これ3、4年後、後継者問題ありますが、町長は下川町における7事業者、それ

から現在挽いている 100,000 m³ぐらい、さらには製品として出している、これが 4、5 年後どうかたちになるというふうに見ておりますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先ほどの農業の問題で、これから高性能の機械など導入する必要があるだろうという話で、これ当然の潮流でございまして、最近ではドローンを使ってしっかりと農業経営をやられている地域もございまして、そういうようなことも参考にしながらですね下川町に合ったそういうような農業システムのつくり方を今後も考えてまいりたいなと思っている次第でございまして。また併せて、この 10 月からまちおこしセンター「コモレビ」の方に農協が移転いたしますが、そこも産業のコアとしての施設が一つ出来上がります。これについては将来 6 次産業化の活性化に向けてですね、いろんな取組をこれからしてまいりたいなと考えているところでございまして。

また、林業、林産業については、今 7 事業者、8 工場ございますけれども、その付加価値産業としては既に 14 者ぐらいが増えて、21 者程度が林業、林産業に関わる事業者になってございます。そういう意味では将来展望もしっかり踏まえながらですね、今の中心となっております 7 事業者の方々が、川上から川下という昔からいわれているこの表現ですね、このシステム化をしっかりできるのかどうかと、そこに町が何を支援できるのかということも今後考え方をまとめてまいりたいなと思っているところでございます。

また、この 5 か年、林業、林産業の支援制度として、機械設備あるいは施設整備等に支援をしてまいりました。5 か年の事業費だけでも 7 億 2,000 万円近くになってございまして、そのうち 3 割程度補助金として支出してございまして、この 4 月からも少し内容等は変えましたけれども、併せて今後も中長期で支援できるそういう制度を推進してまいりたいと考えている次第でございまして。

いずれにいたしましても、先ほど産業連携会議のお話もいたしました、様々な業種、業態の方から情報をいただきながら、相互に後継者問題、担い手問題、それからマーケットの拡充問題、こういうところをいち早くですね進めていけるように汗をかいてまいりたいと思いますので、議会の皆さんからもいろいろと御指導をいただければ幸いです。思う次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 林産業の 7 事業者、8 工場、これシステム化をしていくということなんですが、御案内のとおりこれあくまで民業でございまして。一部森林組合が入っておりますので完全な民業とはいえないかもしれませんが、これシステム化するに当たって、町がどのように関与していくのか。これは民業だということ民業に全て委ねるのか。または町が積極的に関与するのか。消極的な関与なのか…言葉でいうとですね。そのへんいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） その度合い…どこまでが積極的で、どこまで消極的かというボーダーが難しいところがございますけども、いずれにいたしましても私どもとしても危機感を持ってございますので、基本的には経済活動ですので民間事業者の方々が自分達が率先をして活動を行っていくということが基本ですが、しかしそれだけではやはり将来不安なところもございませうし、また後継者問題というところもありますので、町が出来る限りのサポートを考えてまいりたいなと思っている次第であります。

また、マーケットの拡充についても、やはり町内事業者の方々が外に向けて商品、製品を販売しやすい、そういうような仕組みに対してのですね支援をさせていただければと思っています。さらに町外事業者の方々が町内の企業とのコラボレーションをつくっていききたいというものがあつた場合には、将来そういう企業立地、企業誘致というのも受け皿づくりとして進めてまいりたいなと考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 春日議員。

○7 番（春日隆司君） それでは最後に、課題を抽出するための産業連携会議、さらにはいろんな研究調査というのがございます。そんな中で、何か手段が目的化しないように、あくまで目的というのがございますので、その組織をつくって意見を聞く、それはあくまで手段であつて、目的のための手段であるわけでございます。是非その手段が目的化しないようお願いしたいなと思うのと、総合戦略…昨年立てましたけども、これ今現在、町長のお考えとして確実に総合戦略これ目標達成できるというお考えでしょうか。以上質問して終わります。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 計画も総合戦略も達成できるから掲げたものであります。しかし時間が経過した中で、先ほどのスクラップアンドビルドというのは、これどこの地域でもどこの事業者でも出てくる問題であります。計画と総合戦略というのが思いどおりに 100%いくとは限りませんが、立てた以上はそれに向かってですね全職員一丸となつてですね進めてまいりたいと、こういう強い決意を持っておりますので御理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） これで春日議員の質問を閉じます。

次に、質問番号5番、5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 本日の一般質問、私が最後でございます。よろしくお願ひしたいと存じます。

私の今回の一般質問は、昨年9月に私が質問した事項と重なるところもあり、一部追跡

質問のようなかたちにもなりますが、安心安全なまちづくりとして大切なことだと思えますので、しつこく質問をさせていただきたいと思えます。

昨年9月の一般質問で、私は「北町の木工場、また木炭工場の火災で、周辺には消火栓がそれぞれ一つしかない、規模に応じて消火栓を増設する必要があるのではないか。」というような質問に対して、町長の答弁は「消防小型ポンプによる河川の自然水利での給水及び中継による消化活動と消火栓の老朽化に伴う計画的な更新整備と必要箇所への重点的な強化を含め、全町的な消防水利の充実強化を図っていく。」との答弁がございました。また、税務住民課長からは「今後、全体的に消火栓を増設できるところは増設する。また、必要とするところでなおかつ消火栓の増設が難しい場合、そういったところには防火水槽を増設するというような、そういう計画をもって今後全町的な消防水利の強化を進めていくというところでございます。」との答弁がございました。

あれから一年が経過いたしました。現在の全町的な消防水利の強化の進捗状況など、どうなっているのかお聞きします。以降の質問については自席にてお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 大西議員の御質問「安心安全なまちづくりにおける防災体制」についてお答えいたします。

本町においては、町民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、災害予防や危機管理に対する意識啓発、防災訓練の実施、道路や河川の整備、通信設備や各施設の充実を図るなど、総合的に防災対策を講じているところでございます。

このような中、一つ目の御質問でございますが、「消防水利強化の進捗状況」についてです。

国の定めた「消防水利の基準」により、町内に消火栓 112 基・防火水槽 34 基を設置しており、平成 27 年度から老朽化した消火栓の更新を逐次実施しているところであります。

前回御指摘のありました、北町地区の消火栓については、設置当時…これは昭和 61 年でございますが、75 mm の配水管が取り付けられておりましたが、その後、御料橋側に 200 mm 配水管が埋設されたことから、今年度において 200 mm の配水管に新規で消火栓を布設する予定でございます。なお、新規の消火栓については、消防ポンプ車両 2 台が使用できる双口型の消火栓を敷設いたしまして、更新と併せて消防水利の強化を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 一年経ってやっとかという感はありますけども、北町の木工場周辺だけじゃなくて、ほかの木工場や新しくできた住宅地区にも、もし火災が起きたら水利は足りているかなどの検証をしながら、今後も早期に進めていただきたいと思うとこ

ろでございます。

二つ目の質問に移ります。

去る6月29日に、一の橋にある特用林産物栽培研究所で火災がありました。幸い大きな火災とならずに済みましたけども、それでも被害額は相当なものでございました。

一の橋市街の消火栓事情をいいますと、町内北町地区と同じく、消火栓に直接繋がっている水道本管はとても細いんですね。町内の水道本管が一番太いところで…先ほど町長もいわれました200mm…20cmの本管だと聞いています。一の橋の水道管に繋がっている消火栓に消防車を繋いで水を上げるとなると満足な水量が得られず、消化活動にも大きな支障をもたらします。かといって太い水道本管に移設して消火活動をしたとするならば、一の橋の浄水場の水が空っぽになってしまうという話を聞きます。ならば水を溜めておける防火水槽の増設を考えてみてはどうか。町の財産でもある施設も含め、一の橋地区の町民の財産を守るため、早急な対応が必要かと思いますが、町長はどうお考えですか。お聞きします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「特用林産物栽培研究所の防火水槽の設置」でございますけれども、確認しましたところ使用できる防火水槽があると判断してございます。

ですから、防火水槽を全町的に整備した当時から、かなりの年数が経過しているということ承知してございますので、将来の土地利用計画も含めてですね、必要箇所の調査・検討を進めて増設に向けた取組を展開してまいりたいと、このように考えてございますので御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） その研究所の東側に防火水槽があるとお聞きしました。その防火水槽の容量は約40 t、正確には40 t までには満たない35～36 t だったという話を聞いてますけども、この40 t…どれだけで空っぽになるかといいますと、消防車にそれを繋ぎまして65mmのホースで大体6kgぐらいの水圧で放水しますと、約1分で1 t なくなります。

といいますと大体40分ぐらいで空っぽになってしまうというような状況に陥るわけでございます。そういうことを踏まえて考えますと、施設の規模に応じて増設もやはり考えなければならぬと思います。

町長の答弁によりますと、調査・検討を進め、増設に向けた取組をこれからも進めていくということでございますので、この件についてもこれ以上の質問は避けますけども、先日、一の橋地区の住民懇談会もあったと思われま。その中で防火に対しての不安な意見もあったのではなかろうかと思えます。特用林産物の研究所施設周辺だけではなく、市街地の調査も抜かりなく実施していただきたいと思えます。

続いて三つ目の質問に移ります。

北海道各地で甚大な被害をもたらした台風10号、下川町でもかなりの被害があったわけですけども、早急に防災対策本部を立ち上げ、町職員の皆さんも昼夜を問わずパトロ

ール、情報収集、排水作業などに御尽力されたことは大変評価できるものと感じております。

昨年9月の一般質問で、町民の避難場所、避難経路などを記したハザードマップの見直しについても質問させていただきました。町長の答弁は「今後においてまた全国的な大雨の状況も年々変わってきておりますので、そういった災害の状況もいろいろ取り入れながら、今後適時必要な改正を行ってまいりたいと考えています。」とのことでした。

町長の言うとおりに、ここ数年間の日本、北海道の雨の降り方がどうも変わってきたような気がします。町が見直しについてまだ手を付けていないとは考えにくいのですが、これについても進捗状況をお聞きいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「ハザードマップの見直し」を中心にした質問でございますけれども、ハザードマップにつきましては、災害時の避難場所や災害時に危険となる箇所をまとめたものでございまして、現在の「下川町洪水ハザードマップ」については、名寄川流域において概ね100年に一度の大雨を想定したものでございます。

洪水浸水想定区域につきましては、名寄川の堤防が決壊した場合に浸水する箇所を示すなどして、平成24年度の時点で作成をしております。

下川町洪水ハザードマップでの避難所の指定については、地域防災計画で示している全町22か所のうち、洪水時における避難対応が可能な施設として13か所を指定しているところでございます。避難所の指定などについて、現実的ではないとの意見がいろいろございますので、皆様の御意見を踏まえて、今後見直しを実施してまいりたいと考えています。

現在、国におきましては100年に一度の降水量などの基準の見直し作業が行われているところでございまして、それらの基準変更の進捗状況を加味しながら、国の計画と整合性を図って地域住民の皆様に御協力をいただき、「災害時に、自身の身の安全を守る行動」に最大限役立つよう、より現実的で、より安全が確保できるものに見直してまいりたいと考えているところでございます。

午前中の答弁でも申し上げましたけれども、自主組織あるいはまた町が今後展開していかなければならないこと、様々なことを考えてですね、住民の皆様に周知をしてまいりたいと考えてます。

現在も敬老会が実施されてございますけれども、その中におきましても、この台風における大雨被害の状況や、また、今後の皆さんの意識の持ち方なども御挨拶の中でさせていただいているところでございまして、このようなかたちでいろいろな手を使いまして広く周知を今後してまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） 大西議員。

○5番（大西 功君） ただ今の答弁で、国が基準変更をするということですが、こ

の基準変更の進捗状況を加味し、国の計画と整合性を図りながらというような答弁がございましたけども、これが成さなければ下川では何もできないというか、ハザードマップを新たにこれだというものがないというようなお考えなんですか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） お答えいたします。下川町洪水ハザードマップ、そしてその上に立つ地域防災計画、これらについては国の災害基本法に則りながら北海道の計画、そして国の計画等々と整合性を取りながらやってきているものでございます。ただ、国の言うとおりに、道の言うとおりにやっていけば、避難するときに安全に避難できるかといったらそういうわけではありませんので、やっぱり現場の地域住民の皆さんがどういふふうに避難するか、現場が最重視だと思います。

今、ハザードマップでいわれている避難所、町長言いましたけども13か所については、名寄川が決壊したと…大災害だと思います。そのときに例えばですけども、下川町内であれば役場の庁舎まで水が付くような状況が予想されます。上名寄地区においても国道まで水が付くという状況の中で、前回24年にハザードマップをつくったときには、移送手段で町内まで運ぶというようなことを想定して…それがいろいろ内水氾濫だとか小さい氾濫のときにもそこへ行かなきゃならないのかというような、なかなか普及啓発と説明がうまくいってなかったのかなというふうにも思います。今後ですね、ハザードマップを作成していく上では、大きな災害、国が今100年に一度という想定は、下川町内では3日間に244mm以上の雨が降ることを想定したものです。これの見直しが今行われておまして、来年の3月を目途に見直しの数字が出てくるのではないかとということでございますので、大きな災害プラス今後は名寄川等々の樋門が閉まった場合に内水氾濫等々も懸念されますので、そういった一地域、一集落といったような細かい避難みたいなのところも対応できるようなかたちで、国の各関係機関とも連携してやらなければいけないということも重要視しながら、現場を重視した見直しをしていきたいと考えております。

○議長（木下一己君） 大西議員。

○5番（大西 功君） 分かりやすい答弁ありがとうございます。

平成24年に改訂したハザードマップはですね、専門家も加わって検討し作成されたものだったのでしょうか。そこを教えてください。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 当時、担当はしておりませんでしたけれども、各関係機関のアドバイスをいただきながら、専門のコンサル等々の意見も入れながら策定をしたというふうに引き継いでおります。

○議長（木下一己君） 大西議員。

○5番（大西 功君） 専門のコンサル等の方の意見もということで、無料というわけにはならないと思います。確かに結構な予算を投じてのハザードマップの作成だったと思います。それが4年間で見直し作業というようなかたちになっていくわけでございますので、今後ですね長いスパンで、これは町民の皆さん安心してください、この避難所は大丈夫ですよというような、そんなようなハザードマップの作成をしていただきたいと思います。

現在のハザードマップで、先ほどの答弁でございましたけども、下川町で指定している避難所は13か所ですね。そのうち公区会館のような平地での一階建ての避難所が8か所。堤防が決壊したとの想定となると、一階建ての避難所は避難所としての役目を果たせないところもあるんじゃないかならうかと思われま。洪水のときにはとにかく高い所へ避難していただく誘導が大切なんじゃないかならうかと思ひます。洪水想定では避難所の役目も大きく変わると思ひます。現在のハザードマップに目を通してみますと、例えば末広会館、新町会館には水がこない想定になってござひます。洪水想定でもそのまま末広会館、新町会館などは避難所として生きている状態になっているわけでございますけども、地域住民の方は果たして本当に安心してそこへ避難しますでしょうか。もう一つ、上名寄第一、第二、第三公区の避難所は桜ヶ丘アリーナになってますけども、町内市街地のほとんどの方も高い場所にある桜ヶ丘アリーナに避難してくると思ひます。そういった不可思議な点があるからこそ、今回の見直しに繋がっていくんではないかと思ひますけども、先の消火栓、防火水槽などと同様、動き始めるのが若干遅いような気がします。まだ台風は…今日天気予報を見ますと台風16号が沖縄付近にあります。通年台風というのは20何号かまで大体発生するわけでございますけども、まだ16号です。これからもまだまだ北海道を直撃といった台風が来る可能性がないとはいえないと思ひますので、災害対策本部を素早く立ち上げて、本当に堤防決壊の危機が迫ったときに、見直し必要なハザードマップを基に避難誘導されると、そう思うと恐怖さえ覚えてしまひます。町民の安心安全のために一日も早い新しいハザードマップ作成に御尽力していただきたいと思ひます。

私の今回の一般質問は、昨年的一般質問の追跡質問というか調査質問ということで、多少短めに仕上げてござひます。最後に、町長これいつやってくれますかというような質問をしてみたいところでござひますけれども、やはりこればかりではなくて、各課の皆さん方もお忙しいのも重々承知してござひます。来年の9月に私がまた同じような質問をしなくてもいいように早期に実現していただきたいと思ひます。消火栓にしても防火水槽にしても、町民の生命と財産を守るための対策はいくら早くてもいいんです。スピードを持って今後も問題箇所を見極めて素早い対応ができますよう御尽力していただきたいと切に思うところでござひます。私の質問もスピードを持ってこれで終わりたいと思ひますけども、最後に町長何かあればお聞きして閉じたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ありがとうございます。私どもはその生命と財産をしっかりと町

民から守っていくというそういう使命を抱きながら、今後も改善すべきところは速やかに進めてまいりたいと考えてございます。いずれにしても町民の皆様に的確な情報発信をしてですね、避難する際にはどのような方法で避難ができるか、あるいはまた地域の中で相互扶助的に互いに命を助け合うというそういうところも少し周知、喚起をしながらですね、今後も進めてまいりたいと考えている次第であります。

さらに、サンルダムが29年度から30年度に1年延びてございますので、またこの際には河川の水位等の計画も変わってくるかと思えます。そういう意味ではこういうときにもまたいろいろと改変をしていかなければならない時期がくるんでないかと思っておりますので、そういう点も見据えながらですね、今後も進めてまいりますので御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） これで大西議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ここで、15時40分まで休憩といたします。

休 憩 午後 3時25分

再 開 午後 3時40分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議案第1号「下川町除雪費用の補助に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町除雪費用の補助に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、居宅における自力による除雪が困難な者に対し、除雪費用の一部を補助し、これら世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、冬期間の在宅福祉の向上に資することを目的として条例を制定するものであります。

条例の主な内容につきましては、市町村民税が非課税の後期高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等に対し、1万6,000円を上限として、対象範囲における除雪費用の3分の2を補助するために必要な対象者、対象となる経費、手続き等を規定しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(木下一己君) 日程第7 議案第2号「下川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第2号 下川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例におきまして関係する条項について、一部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、行政財産を貸付けすることができるものとされたことに伴い、引用条文について所要の改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長(木下一己君) 総務課長。

○総務課長(蓑谷省吾君) 議案第2号 下川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきまして、事前に配付させていただきました議案第2号説明資料の新旧対照表で説明させていただきます。

平成18年度に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本来であれば条例の改正を行わなければならないところを行っておりませんでしたので、今回の条例の一部改正をお願いするものであります。

内容といたしましては、行政財産の管理及び処分について規定する「地方自治法」第238条の4が改正され、新たに3項が追加されましたことに伴い、条例で引用しておりました「地方自治法第238条の4第4項」が繰り下がり、「第7項」となったことに伴い、改正をするものであります。

次に、条例の第7条では、使用料の還付について規定しておりますが、同じく新たな3項が追加されましたことに伴い、引用していた「地方自治法第238条の4第6項」が繰り下がり、「第9項」となりましたので、条例の改正をし、法律との整合性を図るものであります。

本来、法律の改正のときに合わせて条例改正をしなければならなかったのですが、遅れて今回改正することになりましたことにお詫びを申し上げます。なお、ほかにも同じ

ような事案がないか現在各課において精査を行っておりますことを御報告申し上げ、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第3号「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、産業・情報・交流拠点の創出に向けて整備を進めています「下川町まちおこしセンター」を公の施設として設置及び管理を行うため、必要な条例の改正を行うものであります。

まちおこしセンターは、地場産業の振興を支える産業の拠点として、まちの情報を総合的に発信し、にぎわいを創出することにより、地域経済の発展及び中心市街地の活性

化に繋げることを目的に設置するものであり、条例中の別表に、まちおこしセンターの設置目的、使用料など必要な事項を追加するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第9 議案第4号「下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、先に今定例会の議案第1号で提案しております、下川町除雪費用の補助に関する条例の制定に伴い、下川町介護予防生活支援事業条例における除雪サービス事業に該当する部分を削除するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第4号は、関連がありますので総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第10 議案第5号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、情報システム強靱化向上モデル事業に基づき、外部インターネットと接続する端末ほか周辺機器を購入するものであります。

同事業は、平成 27 年 5 月に発生した、年金機構の端末が外部インターネットを通じてウイルスに感染し被保険者の個別情報が流失したことを受けて、全国市町村のインターネットに接続する端末の情報セキュリティを強靱化するものです。

8 月 10 日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入業者について検討した結果、端末の接続に係る各種設定、役場内ネットワーク設定並びに外部インターネットを接続しているサーバーのセキュリティ設定を一体的に作業する必要があることから、ネットワーク及びサーバーの保守管理を委託している「株式会社 HDC」のこれまでの業績を勘案し、随意契約を行うものです。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第11 議案第6号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第6号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度一般会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ1億4,808万円を追加し、総額を59億1,248万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新たな施策によるもの、補助採択によるもの、大雨被害によるもの、緊急を要するもの等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、今年度から新たに実施する除雪費用の補助金を。

衛生費では、簡易水道事業特別会計への繰出金を計上しております。

農林業費では、営農指導員採用による賃金等の経費、施設園芸ハウス増設事業補助金、秀品率向上対策事業補助金を計上しております。

商工労働費では、快適住まいづくり促進事業補助金、民間賃貸住宅建設促進事業補助金、中小企業振興事業に係る報償費及び補助金、まちおこしセンター管理に係る経費等を計上しているところであります。

教育費では、学校及び共同調理場で使用する備品購入費を。

給与費では、退職手当組合負担金の3年に一度の精算等に係る納付金を。

災害復旧費では、7月31日から8月23日までの低気圧及び台風の大雨による被害箇所復旧に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、地方交付税、国庫支出金、諸収入などを計上しております。

また、平成28年度の普通交付税の額がこのほど決定いたしましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は24億6,824万6,000円で、昨年実施された国勢調査人口の置き換えなどにより、前年度対比2.3%減で、5,727万1,000円の減額となりました。当初予算で計上しております23億5,000万円に対し、1億1,824万円の増となりましたことから、増額計上しております。

第2条の債務負担行為補正につきましては、民間賃貸住宅建設促進事業で、2か年で建設を行うことに伴う平成29年度分の補助金を追加するものでございます。

第3条の地方債補正につきましては、臨時財政債の発行可能額確定による変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第12 議案第7号「平成28年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 平成28年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度下川町下水道事業特別会計の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ45万円を追加し、総額を1億7,665万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、退職手当組合負担金を増額計上するほか、消費税額の確定に伴い公課費を増額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正増に伴い、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第13 議案第8号「平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度簡易水道事業特別会計の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ493万円を減額し、総額を1億2,083万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務管理費で、退職手当組合負担金を増額計上するほか、消費税額の確定に伴い公課費を減額し、建設事業費では、下川浄水場建設基本計画策定事業に係る委託料を減額計上しております。

また、災害復旧費で、8月20日からの大雨被害に伴い、一の橋浄水場取水管理道等の復旧経費を計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、基金繰入金を減額するほか、一般会計繰入金を増額計上し、災害復旧費に充当しております。

第2表の継続費につきましては、平成28年度を初年度とする2か年計画の継続事業として、総額1,206万円を設定していましたが下川浄水場建設基本計画策定事業について、サンルダム完成期限が1年延長になることから、一旦廃止するものでございます。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今回の提案理由で、2か年の継続事業としてサンルダムの関係…浄

水場の基本計画の策定ですが、これはサンルダムの分が1年延びたことによって、一旦廃止するというをしなきゃならない理由をもっと明確に教えていただけませんか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 策定委託料につきまして、今回の補正減及び継続費の廃止に伴いまして、浄水場の建設計画につきましては1年延長し、平成29年度から平成30年度に基本計画、平成31年度に認可申請、平成32年度に実施設計、平成33年度から平成35年度にかけて建設工事に予定を変更いたしました。

基本計画につきましては、ダムが完成した時点で水質検査等そういうものを経て、認可申請に向かうための2年間ございまして、ダムの完成に合わせて変更するものでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第14 議案第9号「平成28年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 9 号 平成 28 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度介護保険特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出にそれぞれ 48 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 4,091 万円とするものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、歳出につきましては、退職手当組合負担金及び還付金を増額計上し、歳入につきましては、繰入金を増額計上しております。

次に「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出にそれぞれ 129 万円を追加し、歳入歳出総額を 2 億 9,958 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、退職手当組合負担金を増額計上し、歳入につきましては、繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 15 議案第 10 号「平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 10 号 平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 23 万円を追加し、総額を 5 億 9,267 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、一般管理費で、退職手当組合負担金を増額計上するとともに、額の確定により、療養給付費国庫負担金等の償還金を計上し、財源調整のため基金積立金を減額計上しております。

歳入につきましては、平成 30 年度からの国保制度改正による国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を計上し、一般管理費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 説明させていただきます。議案第 10 号 平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御手元に配付されております議案第 10 号説明資料により御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、退職手当組合負担金の増額及び過年度分国庫支出金等の返納金に伴う補正でございます。

まず歳出でございますが、一般管理費で 2 万円の計上でございます。これにつきましては、退職手当組合の負担率の変更に伴う計上でございます。

次に、基金積立金で 1,882 万円の減額計上でございますが、財源調整によるものでございます。

次に、償還金で 1,903 万円の計上でございます。これにつきましては、平成 27 年度の療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金、退職者医療交付金の精算で、返納金として計上であります。

次に、歳入ですが、平成 30 年度国民健康保険制度改正に向けて準備していくシステム改修で、国庫補助金で 21 万円の計上でございます。

次に、一般会計の 2 万円の計上に伴い、一般会計繰入金を計上するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第10号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長(木下一己君) 日程第16 議案第11号「平成28年度下川町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長(谷一之君) 議案第11号 平成28年度下川町病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を444万円増額し、収入総額を5億1,995万円とし、支出におきましては、病院事業費用を2,459万円増額し、支出総額を5億6,787万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、特別利益の過年度損益修正益において、固定資産に係る修正として増額補正するものであります。

支出におきましては、医業費用の給与費において、退職手当組合負担金及び過年度損益修正損を増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では、他会計負担金を70万円増額し、収入総額472万円とし、支出におきましては、資産購入費を139万円増額し、支出総額を813万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、器械備品購入費として、カートリッジ式ガス滅菌器を更新するため、増額計上するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（田村泰司君） 議案第 11 号 平成 28 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、御手元に配付されております議案第 11 号説明資料の補正予算概要書により御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出における補正要因といたしましては、固定資産台帳の固定資産に係る過年度分の修正によるもの及び退職手当組合負担金の精算による補正でございます。

補正の内容といたしましては、はじめに収益的収入では、特別利益におきまして、過年度損益修正益として 444 万円を増額補正しております。内訳といたしましては、制度改正により、先にリース資産への移行を行い、固定資産台帳の調整を行ったところでございますが、この度、決算時に再精査を行ったところ不足がありましたので、器械備品分、それからリース資産分を調整するため、増額補正を行うものでございます。

次に、収益的支出では、医業費用の給与費におきまして、退職手当組合負担金として 1,699 万円の増額を計上しております。内訳といたしましては、一般会計ほか他の会計と同様の理由であります。退職手当組合負担金の 3 年に一度の精査に伴いまして、追加負担金等を支出するための補正を行うものであります。

次に、特別損失、過年度損益修正損におきまして 760 万円を増額計上しております。

内訳といたしましては、先ほど収入補正で申し上げましたとおり、固定資産台帳の再精査によりまして、器械備品分、リース資産分の調整を行うために 430 万円を増額補正するものであります。また、2 月分、3 月分の国保、社保の診療報酬の過誤、返戻分の確定によります調定の減額分 330 万円の補正も併せて行うものであります。

次に、2 ページ目を御覧いただきたいと思っております。

資本的収入及び支出の補正要因といたしましては、器械備品購入による補正でございます。

はじめに、資本的収入では、負担金、一般会計負担金で 70 万円を増額計上しております。内訳といたしましては、器械備品購入費 139 万円の 2 分の 1 の額ということで 70 万円を補正するものであります。

続きまして、資本的支出の建設改良費、資産購入費 139 万円を増額計上しております。

内訳といたしましては、蒸気高圧滅菌ができないプラスチック製ホース等の滅菌にガス滅菌器というものを使用しておりましたが、取得から 23 年が経過し、経年劣化等により不具合が生じておりまして、交換部品もなく修理不可能ということですので、この度、ガスの取扱いが簡単なカセットボンベ式といたしますか…カートリッジ式全自動ガス滅菌器に更新するため 139 万円を増額補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 17 認定第 1 号「平成 27 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 18 認定第 2 号「平成 27 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 認定第 1 号 平成 27 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第 2 号 平成 27 年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、「地方自治法」第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 27 年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、「地方公営企業法」第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度下川町病院事業会

計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず一般会計につきましては、歳入額 59 億 2,146 万 6,000 円、歳出額 57 億 8,858 万 9,000 円で、差引残額 1 億 4,287 万 7,000 円となりますが、継続費繰越額 168 万 1,000 円及び繰越明許費繰越額 1,322 万円を控除し、6,400 万円を決算積立として積立いたしましたし、残る 6,397 万 6,000 円を平成 28 年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計においては、歳入額 2 億 2,242 万 3,000 円、歳出額 2 億 1,893 万 7,000 円で、差引残額 348 万 6,000 円を平成 28 年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額 9,423 万 4,000 円、歳出額 8,874 万 7,000 円で、差引残額 548 万 7,000 円となり、このうち 275 万円を決算積立とし、残る 273 万 7,000 円を平成 28 年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額 4 億 3,735 万円、歳出額 4 億 1,967 万 6,000 円で、差引残額 1,767 万 4,000 円となりますが、このうち決算積立金として 411 万円を積立し、残る 1,356 万 4,000 円を平成 28 年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 4,022 万円、歳出額 3 億 2,772 万 1,000 円で、差引残額 1,249 万 9,000 円を平成 28 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額 5 億 7,994 万 9,000 円、歳出額 5 億 4,415 万 5,000 円で、差引残額 3,579 万 4,000 円となり、このうち 2,000 万円を決算積立とし、残る 1,579 万 4,000 円を平成 28 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額 5,852 万 1,000 円、歳出額 5,807 万 4,000 円で、差引残額 44 万 7,000 円を平成 28 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額 5 億 3,127 万 3,000 円、支出額 5 億 3,368 万 8,000 円で、差引き 241 万 5,000 円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額 1,505 万 5,000 円、支出額で 2,231 万 8,000 円、差引き 726 万 3,000 円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配付いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第 1 号及び認定第 2 号につきましては、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、決算認定特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、「決算認定特別委員会委員の選任」を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、

1番 近藤八郎 議員。

3番 斉藤好信 議員。

4番 奈須憲一郎 議員。

5番 大西 功 議員。

6番 蓑谷春之 議員。

7番 春日隆司 議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、ただ今、指名いたしましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長(下村弘之君) お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお集まり願います。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時30分

○議長(木下一己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、3番 斉藤好信 議員。

副委員長には、7番 春日隆司 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第19 同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の石谷^{いしたに ひでと} 英人氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

石谷氏は、平成 20 年 10 月から教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり再任するものであります。

以上、申し上げます提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 20 報告第 1 号「平成 27 年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 報告第1号 平成27年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成27年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、「健全化判断比率」である4つの指標と公営企業ごとの「資金不足比率」の財政指標を算定することになっております。

8月30日に監査委員に各比率について審査をいただき、別紙のとおり良好な状態であると御意見をいただいております、

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し、「赤字がない」という結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し、「赤字の会計がなく」、いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から1.5%減の3.5%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「数値が表示されない」結果となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対して、下水道事業特別会計が「-7.2%」、簡易水道事業特別会計が「-7.0%」、病院事業会計「-30.3%」となっており、いずれも数値が表示されない結果でございます。なお、各比率の数値については、算定結果がマイナスの場合、数値が表示されないこととなっております。

このように、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が基準以下であり、本町の財政状況は健全な状態であることを御報告申し上げます。なお、今後におきましても、引き続き健全な財政運営を堅持してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で、報告第1号を終わります。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。

委員会における議案審査のため、9月16日、午後4時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認め、9月16日、午後4時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時37分 散会